



平成27年完成の課外活動施設棟  
(右は2階のトレーニングルーム)



東北大学法学部同窓会  
會報

第 44 号  
東北大学法学部同窓会  
〒980-8576  
仙台市青葉区川内  
東北大学法学部内  
Tel・Fax 022-795-6181  
発行日 平成29年5月30日  
印刷所  
(株) 廣 濟 堂



川内だより

会長 樺島博志

4月1日より平田武前研究科長・学部長の後を継いで、法学研究科長・法学部長となりましたので、同窓会長を務めさせていただくことになりました。若輩ではございますが、同窓会のさらなる発展のために微力を尽くしてまいりたいと存じます。前会長に賜りましたご支援に深く感謝するとともに、今後も引き続きよろしくお願い申し上げます。

まず、学部・研究科の近況等について、教員スタッフの異動を中心にご報告いたします。

本年4月に、鹿子生浩輝教授（政治思想史）、宇野瑛人准教授（倒産法・前任東京大学）、大谷祐毅准教授（刑事訴訟法・前任東京大学）、坂下陽輔准教授（刑法・前任京都大学）が、それぞれ着任されました。新しく着任された4名の教員は、学部・研究大学院で今後の研究教育活動を支えてくださる教員スタッフです。

他方、3月には、遠藤聡太准教授（刑法）が、早稲田大学に転出になりました。

この間の実務家の先生方の異動に關しましては、公共政策大学院では、平成28年7月に神山修教授が農林水産省に、平木場弘人教授が外務省に、それぞれ帰任されました。替わって、平成28年8月から、齋藤伸郎教授が農林水産省から、若林啓史教授が外務省から、それぞれ赴任されました。法科大学院では、平成29年3月に、秋田将行教授が特許庁に、矢部良二教授が法務省・検察庁に、それぞれ帰任されました。替わって、小宮慎司教授が特許庁から、武内弘樹教授が法務省・検察庁から、それぞれ赴任されました。

助教に關しては、平成28年6月に堀見裕樹助教（国際法）が辞職し、本年3月に小野田喜美雄助教（政治思想史）、木村元助教（国際法）、MASLOW SEBASTIAN 助教（比較政治学）が、それぞれ任期満了により

退職しました。替わって、本年4月より、鈴木悠助教(国際法)が、本研究科から採用されました。

以上のように、とりわけ助教の人事において、前任者の退職後の後任を直ちに補充することができておりません。ここ数年来続いている予算制約が厳しくなってきたことが、その主たる理由となっておりません。こうした厳しい財政状況にかかわらず、優れた教員スタッフの陣容を維持し、優秀な学生の教育を培ってきた東北大学法学部の伝統を絶やすことなく、未来に継承していくために、現在の危機を乗り越えなければなりません。同窓生の皆様からも、温かいご支援と一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。同期会などでご来仙の折には、ぜひキャンパスへお立ち寄りいただき、学生や教職員との交流を深めていただければ幸いに存じます。

#### 平成28年7月現在の会員構成(概数)

① 通常会員	8,238名
② 学生会員	825名
③ 特別会員	30名
④ 不明会員	6,174名
⑤ 逝去会員	3,057名
計	18,324名

## 講演要録

# 「ものの見え方」について —— ひとつの社会科学入門

東北大学名誉教授 柳 父 園 近



本稿は、平成28(2016)年4月7日の法学部新入生オリエンテーションでの講演を、リライトしたものです。

### 〇はじめに

ご入学おめでとうございませす。ご紹介いただいた柳父です。実は、私は改築後のこの教室で話すのは初めてです。私がいたころのこの教室は、窓がない密閉された教室で、学生が講義中によそ見などしないようになっていたという、緊張した感じの教室でした。それに比べると今度は明るくて爽やかです。あの元の教室の緊張感も懐かしい気がしますが。

さて、法学部には法学と政治学の二つのファツハがありますが、理科系ではなく社会科学系の学部です。そこで、社会について勉強をするというのとはどんなことなのかを、少し考えて見たいと思います。最初は、私の専門分野の政治思想史から何かテーマを取り出してお話ししようかとも思いましたが、それはまたの機会にして、今日はむしろ社会の「見え方」とか、社会科学とかいうものについて、少し考えてみようと思いまし

た。

### 〇社会の「見え方」

いきなりで、面食らわれるかもしれませんが、皆さんの目には、今日の日本社会はどのように「見えて」いるでしょうか。一般に、世の中ないし社会は、それまでにその人の身についた「ものの見方」によって、いろいろな「見え方」で見えているものです。皆さんの間でも、かなり重なってはいても、今日の日本社会が、全く同じ姿で見えているというわけではないでしょう。ということは、世の中の、そうした各自の「見方」≡「見え方」は、必ずしも「客観的」なものではないということです。むしろその人の社会の「見え方」には、その人の一定の立ち位置や価値観(価値感情)に影響された「思い込み」の面が含まれているわけです。一口に「現代日本」と言っても、実際は極めて複雑なものです。しかもそれを、人は、自分の価値観や政治的な立場からの「見方」≡眼鏡によつ

て、それぞれデフォルメして見ているのです。これに対して自然科学の世界では、少なくとも普通の意味での自然科学では、研究者の人間性や価値観などからの影響を受けない、客観的な研究が一応可能で、もつとすつきりしているんですね。ところが社会や歴史についての認識には、相当な専門家の場合でさえ、客観的なものが入り込んで来がちです。つまり、社会について、どの「見え方」にも、臆断（プラトンの言った独断的な「ドクサ」）の要素が入り込んでしまつて、必ずしも客観性の高い認識ではないのではないか。むしろしばしば現実を歪めたり、ときにはほとんど全くの虚像を思い描いてしまつていたりさえするのではないか。だんだんこういう不安が生じて来ます。どうすればよいでしょうか？

人はどうしても一定のいろいろな「立ち位置」「立場」から、社会や歴史を見ていく。そしてそれぞれの「見え方」は、なにほどこ一面的である。が、こうは言つても、いわば平面的に、「一部分的」であるだけなら、この状態を克服するのは簡単です。それらの部分的な「見え方」を上手に継ぎ合わせれば、広く全体が見えてくるはずだからです。「いつそう広い視野で理解しよう」と努力すればいいだけのことではないでしょうか？「なんだ、そんなことか」と言う気がするでしょうか？しかし、実は「一面的」だといふのは、そう簡単な意味ではありません。矛盾する「見え方」が対立して、そのあいの調整がかなり困難な、しかも、それぞれの「見え方」が、それなりに一定の説得性のある見解だ、と言う場合、その「総合」は簡単ではありません。パーツを嵌め込んで行つて上手にモザイク画を作り上げるにはゆきません。どうするか。その場合は、違った「見方」と「見え方」を、不調和のままに、頭の中のコンピュータに「保存」しておいて、現実社会の矛盾や不調和を、ごまかさないうで、考え続けると言う、いわば「生きた総合」を考えてゆくしかありません。自分にとつては「気に入らない認識」だからと言つて捨ててしまつたり、「気に入る認識」だからと言つて、それだけが現実だと思ひ込もうとしないことです。と言つて、「いろいろに見えるものですね」と言つて、放置するということも行きます。そこで、「そういう立場で見るとそういう景色に見えるのだな」という、「立ち位置」と「見え方」の相関関係を考へるようにすると、それぞれの「対立的な見え方」の意味が分かってきます。それなりに真実と誤謬を含んだ「見え方」だということが分かってきます。どの「眼差し」に、どのような「制約」がかかっているか、どのような「鋭さ」があるか、何が見えており、何が見えていないか、それは「何故」なのか、これらを理解すれば、それらの「見え方」を調整しつつ、現実には迫つて行くことは相当可能なはずですが。

しかしそれだけでは、まだ不十分です。いろいろな「見え方」があるとして、その「見え方」を吟味するに際しては、「人間はどういう場合にどういう行動をとる存在か」についての知見が必要です。そしてそういう知見を得て行くのは、何といつても、歴史を勉強することだが大切だと思います。日本史だけではなく世界史をよく勉強することで、ただ、パソコンや書店で安直な情報を見てすますのではなく、自分ですしきちんと歴史の勉強をするのです。実は、歴史認識についても、右に述べたことと同じ問題はあるのですが、時間的に距離の出来たこと、時間の検証を経たことは、今すぐのことよりは客観化されやすく、評価の定まった研究も多いのです。学生の時「ローマ史には人間の世界の全てがある」といわれて、そうだとすれば、これは勉強しなければ、と思つたのを思い出します。ともあれ、まずは法学部の歴史関係の講義をよく聴講されるとういでしょう。すぐれた講義を聴くのにまさる勉強はありません。

しかし社会や歴史の「見え方」に関しては、意図的に、事実を捏造したり、あつたことを故意に隠して、無かつたことにしてしまう、と言うような商売をしている人々もいます。特に政治がらみでは、一定の認識に人々の頭を誘導し、人を政治的に「動員」しようとする策謀がしばしば見られます。とくに今日のような大衆社会の「政治」には、そうした政治家や政党が、ひとびと（有権者たち）を策術的に「説得」しようとする傾向が、確かにあります。それだけに、われわれは、そういう意味での「政治」に、簡単に「乗せられて」しまわないように、きちんと社会と歴史を見る自己訓練を自分に課す必要があります。そのために

は、世の中についての、自分の見慣れた「見え方」にしがみついているだけではならぬいでしょ。特に、法学部のようなどころに入ったとなれば、政治についても、自分はどの方向が正しい、あるいは妥当でない、と考えるのか、なぜ、そう考えるのか、というのを、誠実に自分なりに判断できるように成るべく、自己訓練を自分に課すことが必要です。図書館に行つて、政治的傾向の違ういくつかの新聞を読み比べて見ると、その訓練の大切さはすぐ分かるはず。しかしこの話はちよつとここで止めておいて、また後で立ち返りましょう。

### ○「自然の見え方」との差異

先に行く前に、少しだけ「自然」について考えて見ましょう。自然と言っても量子力学などといった超高度な話ではなく、私たちが生活の中で触れる日常の「自然現象」のことです。

窓の外を見ますと、入学式

にふさわしく桜が満開ですね。余談ですが、片平キャンパスには行かれましたか？あそこは枝垂桜の巨木がたくさんあって、実に見事な花の天蓋になっていきます。昼間のうちに行つてごらん下さい。夜は、この頃は片平キャンパスは少し物騒らしいです。それで、サクラですが、皆さんは桜の木は何科の植物か知っていますか？我々は満開のサクラを見ても、ただただ綺麗だとお花見をして喜ぶだけです。しかし植物学者は、科学者として桜の木を研究しまして、あれは薔薇の一種だ、と教えてくれます。薔薇には見えませんがね。植物学的に、データを取つて分析すると、似ても似つかぬ枝垂れ桜の巨木がバラ科の植物であるのが分かる。客観的な指標から見ても分かるのだそうです。この場合もそうです。自然科学では、それぞれの分野において、データを集め、一見しただけではわからない分類概念や、法則を突き

止め、いろいろな現象を客観的に解明してきたわけです。そして、そうした知見を利用して、客観的に効果のある技術を作つて自然に働きかけ、自然を活用してきました。この病気はこうすれば直せるとか、この建物にはこれくらい強度が必要だとか。もつとも、核兵器なども作つてしまいましたが。とにかく自然には、どこでも・いつでも斉一性があるわけで、引力の法則のような自然法則は地球上同じですし、同じ種からは同じ植物、同じ遺伝子配列で同じ生物が育ちます。突然異変もあり得ますが、自然界には人間社会のような込み入った「歴史」があるわけではあり

ません。その研究には、データの捏造でもない限り、研究者の「価値意識」とか政治的立場などには関係ない客観性があるはず。ところが、社会現象とその研究の方は、はるかに複雑です。第一、人の「行為」には、人の意思・思想が絡んでいま

す。動物は「自然」現象の一部として、与えられた刺激に自動的・本能的に反応して「無心」に生きています。猛獣が獲物を血まみれで殺しても罪はないのです。しかし人間は、同じ刺激を受けても、それをどう意味づけるか（受け止めるか）、と言うワン・クッションがあります。同じ刺激にも、各自が、「自分はこう受け止めて、こう行動しよう」と思考（たとえば「武士は食わねど、高楊枝」とか）しまして、善悪様々な有意味的、意識的な行為をします。「自然の斉一性」とは違って、人の「非斉一性」が出てくるのです。これだけでも、自然の研究に比べて厄介なのが分かりますね。さっき言いましたが、一つの国のおなじ時代でも、社会の中のどの「位置」にいて、価値観や考え方、政治的意識などが違い得ます。だから行為も違ってきます。また、どういう宗教・宗派の人かによっても差異が生じます。「日本人は非宗教的だ」

などと言いますが、案外そんなものではありません。個人ごとのこの差異は、諸外国ではますます顕著です。こうして、人のすることには自然現象にはない複雑さが生じるので、社会の研究はその分複雑になります。もつとも、人はいろいろな行為をする、と言っても、一定の共通性もあります。人々の複雑な相互行為からなり合っている社会ですが、政治や経済、特に経済には自然法則に似た規則性も生じます。同じ商品で別の値段がついていれば、高いほうを買う人はまじりません。また一つの時代、例えば封建時代とか、資本主義の時代とかには、そういう「時代社会」の違いを再生産し続ける、その時代に固有の社会法則と言うべきものもあります。ですから、社会科学にも、自然科学に似たところはあるのですが、やはり「社会」は「自然」ではありません。人の意志、思想という要素が入ってきます。

ただし、人の意志や思想が入ってくるから、社会は学問にならない、と言うのではありません。人の意志や思想は、「理解」することが可能だから、「そういう考えから、ああ行為したのだな」と、因果関係をむしろ詳しく分析することが出来るのです。しかし、「そういう考えか」と言うのを「理解」するのは、そう簡単ではありません。他人の考え、まして社会構造や文化に差異がある場所の、「他者」の考えを正確に理解するには、相当の勉強が必要で、たとえば私が齧って来たマックス・ウェーバーの「理解の社会学」の世界は、そうした「動機の意味理解」の方法を、政治や経済の研究に大変広げ、深めたものです。

### ○論文を書いてみる

もう一度「社会を見る目の、立ち位置」の問題に帰ります。桜の樹を純粹に植物学的に研究しようというときには、研究者の「政治的立場」がど

う、だとかいうことはないでしょう。しかし社会現象や歴史上の事態は、それを見、論じる人の立場、とくに「政治的」な立場・思想が、意識的・無意識的に関わって来ます。漫然と「私は政治的には公平な人間です」などと思うのは間違いです。どんな人の立場も、他の人の立場から見れば、何ほどか、あるいは大いに「偏り」を帯びているもので、また、自分はこの国の中では、真ん中だ、と思っただけでも、その国全体がどちらかに寄っていけば、やはり外から見れば、その人も大いに偏っているのです。人間は、その人が育った「位置」なし「場」(↓身分、階級、宗教、職業、家風、世代、その国の歴史、等々)から意識的・無意識的に影響された「もの

れによって制約された「見え方」をその人(人々)に提供しているのです。(よく、「無心になれ」などと言います。頭のリセットと言う意味ではよいのですが、しかし「無心」とは「無関心」のことですから、ただ無心なままでは、社会は見えないままでしょう。)そこでさつき、客観的に全体を見ようと思うなら、まずは矛盾した「見え方」を、頭に「保存」しながら、批判的に考えめぐらして行くしかない、と言いました。これはもう少し説明しなければなりません。もう時間がありますので、ちよつと飛躍しますが、一つの「訓練のすすめ」の形でお話ししておきます。

それは、何かの社会的現実について、「それは何か」を説明する「論文」を、書いてみよう、と言う「すすめ」です。これをやると、安易な「見え方」や、政治的策術の言説に「乗せられる」ことへの免疫も、少し付くと思います。むかしプラトンに「いい気

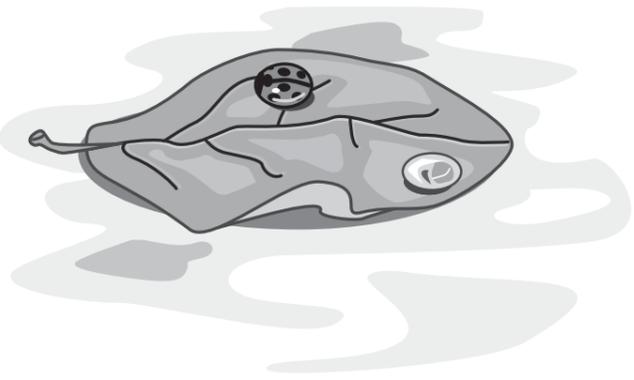
なもんだなあ」と嘲られたソフィストたちのように「臆断」ドクサ」のオダを挙げよというのではありません。自分の関心の高い○○(例えば「東北大学法学部」)について書くのです。それには、まず、①なぜ関心を持つか、つまり、どのような問題意識から光をあてようとするのかを、自分でまず鋭く明確化し、これを文章化しなければなりません。次に、②そのテーマを考察するには不可欠な資料を、自分には都合の悪いものも含めて、誠実に集めねばなりません。つぎに、③明らかにしたいと思ったことを、資料を使って考え抜くことで、論理に矛盾が生じてしまったり、迷路に迷い込んで終わったりしてはだめです。そのためには、自分が使うコトバ(概念)を、明確に自分で定義しなければなりません。世間一般での「コトバの遣い方」は、相当いい加減な「なまくら刀」です。自分の論文では、こういう意味でこの言

葉を分析のメスとして使う、と言うことを、よく考えないとイケません。それでもたぶん、途中で、自分の用語法が多義的でいい加減なのに気づいてやり直すことになったりするとありますが、当初の問題意識自体が、自分のいい加減なコトバ使いに欺かれたものに過ぎなかったことに気付くこともあり得ます。④最後に、そのモノについての得た結論を、そのモノについて論じている他人の結論と比べて見ましょう。自分の研究(見方)が、自分なりの問題設定のゆえに、何を明らかにできたかがわかり、同時に、自分の問題設定が、何を視野の外に置いてしまったかも分かります。自分の研究の「二面性」の良さと欠点がかかって来ます。⑤そうして、自分の認識とは違った、場合によっては矛盾する他人の研究を、フェアに受け止め、いつそう大きな総合に向かって、頭を作り直して行くことになるでしょう。気に入らな

い認識であっても、誠実なやり方で行われた認識——不誠実なものとはきびしく批判して——であれば、自分の価値観（感）にもかかわらず、その他人の認識をも承認することを「価値自由」な態度、と呼びます。これは弱さではありません。認識への勇気です。ウェーバーが『職業としての学問』で、我々に与えた自己訓練のコトバです。認識におけるフェアプレーの精神のことです。さっきの「生きた総合」を一人一人の頭で、担って行こう、という精神です。勿論、尊敬しつつも相手が見逃していることは批判しつつ、こちらの自己批判も必要です。

ちなみに、「果敢に行動する者は良心を持たない」と言われます。しかし行動派に憧れるあまり、ものを考えなくなつては困ります。さっき言いましたように、人以外の動物は「刺激と反応」で行動しても、またそれでこそ、美しいのですが。

大学時代に、留学生を含む、いろいろな違った文化や考え方を持つ人たちと、モノ・コトについて議論をして、相手の認識に影響を与え、自分の認識も変えられて行くこと、これが「社会科学系」の大学の時代の「価値自由」の楽しさです。



## 「生田長人先生のこと」



東北大学大学院法学研究科教授  
稲葉 馨  
(昭和50年卒)

生田長人（いくた・おさと）  
東北大学名誉教授は、2016（平成28）年5月16日に逝去された。享年69であった。

1947年、三重県伊賀上野市に生まれ、大阪の岸和田高校から京大法学部へと進み、卒業後すぐに（1969年4月）建設省入り、阪神淡路大震災の発災から丁度1年後（1996年1月）に総理府阪神淡路復興対策本部事務局次長となり、2年間にわたってこの激職をつとめられた後、国土庁土地局長（1998年）、さらには、国土庁防災局長（1999年）をも歴任された。このような、いわば実力派エリート官僚ともいえる生田先生との

接点ができたのは、先生が、2000年10月に本学大学院法学研究科に教授（期限付き）として赴任されたことによる。この「軽快な」とでもいうべき転身、昨今流行の「文部官僚の大学への天下り」とは対極の人事であり、その輝かしい行政実務経験に加え、何よりも先生の「理論家肌」の資質が高く評価されてのことであった。私の母校への赴任が同年の4月であるから、半年違いの「同期」というのもよからう。爾来、定年によるご退職（2010年3月）までの9年半、「同僚」として、教育・研究・部局運営など、親しくお付き合いさせていただいた。

思い出をたぐると、公共政策大学院設立への寄与と初代院長としてのご奮闘ぶりなど、様々なことが脳裏に浮かんでくる。先生は、2004年、本研究科に専門職大学院としての公共政策大学院を設置する際に、中心的な役割を果たされた。これまでに「見本」がない制度を構想するに当たり、実務の現場に根ざした政策課題を取り上げ、理論を用いてその多面的検討を行うことを重視された。その結果生まれたのが、学生が集団作業で政策調査を行った上で提言を報告書形式にまとめる「公共政策ワークショップ」中心のカリキュラムであり、先生の献身的なご活躍とその後の関係者のご努力により、今日では「東北大型」公共政策大学院の「代名詞」となっている。

生田先生の主要な研究分野は、土地法・都市法と災害対策法（防災法）である。前者については、お役人時代から分担執筆や共著の形で論文

等を書かれていたが、特に注目すべき研究成果として、『都市法入門講義』（信山社、2010年）をあげなければならぬ。理論水準が高く体系的にも整理された包括的な土地法・都市法に関する単著として、わが国ではほとんど類書を見ない貴重な労作となっている。

そして、後者の災害対策法の分野で同書に匹敵するのが『防災法』（信山社、2013年）である。本書は、先生の貴重な実務経験と丹念な実態調査とに裏打ちされた本邦初の防災法の体系書といつてよい。しかも、この2つの著作共に法学部や公共政策大学院における講義の準備のために作成されたノートをベースにしたものとされているが、このことは、本研究科における先生の研究・教育の営みが、真に充実したものであったことを示しているように思われる。

\* \* \*

生田先生は、誰にでも、常

に、にこやかな表情と明るさをもって接しておられた。先生のご体調が必ずしも良くないことは、時々ご本人からもお聞きすることがあり、退職前の数年間は相当に「きつい」思いをされていたようである。しかし、それを決して表には出さない、その芯の強さには敬服するばかりであった。東北大学名誉教授になられた2010年5月、先生からのお手紙には、「自然に恵まれた横浜の自宅で、毎朝、鳥の声に目覚め、風にそよぐ木々の葉の音に囲まれてコーヒーをのみ、本を読む毎日を過ごしており、また、すぐ近くにある「市民の森」の散策路を歩くよう努めているので体調は「快調そのもの」とあった。それだけにこの度の「急逝」には、おどろくばかりであり、かえすがえすも残念でならない。ご冥福をお祈りしたい。

## 阿部純二先生を悼む



東北大学大学院法学研究科教授

成瀬 幸典  
(平成4年卒)

平成29年3月4日の土曜

日、東北大学片平キャンパスにおいて、第25回日本刑法学会仙台部会を開催した。しかし、今年の部会に、阿部純二先生のお姿はなかった。東北地方在住の刑事法の研究者は少なく、仙台部会への参加者は毎年20人程度であり、ほぼ皆、顔見知りの関係にある。阿部先生は、大学を退かれた後も、ほとんど毎年ご出席くださり、部会の場における発言と懇親会での楽しい会話で、部会における存在感には大きなものがあつた。私個人としては、平成26年3月の部会におけるお姿が、特に印象に残っている。その年度は、私が副会長を務めている現行

刑事法研究会との共催で、早

稲田大学の松澤教授、ストックホルム大学のアスプ教授、南デンマーク大学のエルホルム教授を招き、北欧における刑法解釈論の方法について報告してもらった。阿部先生は、部会の場で、法解釈学の科学性に関する質問等をなされ、報告者から興味深い発言を引き出されたが、それ以上に記憶に残っているのは、懇親会の場で、ビールの入ったグラスを片手に、両教授とドイツ語で楽しそうに会話をなさっていた姿である。学問に国境はなく、年齢の壁もない、それを自らの姿で我々に示しておられた。今年度の部会は、犯罪白書を編集している法務

総合研究所研究部の石井隆部長を招き、最新の犯罪白書の内容を、編集の当事者に語ってもらうことにしていた。阿部先生は、刑法のみならず、刑事政策についても優れた論稿を発表されておられたし、何よりも刑事司法を取り巻く最新の状況に常に関心を持たれていた。きつと喜んで下さるだろうと思っていた。部会や懇親会の場で、どんな発言・感想を聞くことができ

るのか、とても楽しみにしていた。それが、1月26日の先生のご逝去により、永遠に叶わなくなった。部会は無事に開催され、質疑応答は活発で、懇親会も盛り上がったが、私は何か欠けている気がしていた。これからも、仙台部会は開催され続けるだろうが、やはり、同じ思いを抱くのだろうか。仙台部会は大きな柱を失った。いや、失ったのは、私なのだろう。部会や判例研究会で新しい取り組みをしようと思いついたとき、いつも「これでいいのか。」という不

安な思いが胸をよぎる。そんなとき、阿部先生は興味を示してくれるだろう、という安心感がどこかにあった。私は、その安心感に拠っていた、と思う。欠けた何かを補うために、私は、自ら立ち、自ら考えなければならぬ。

問題の根本にまで立ち返って考えること、そして、1つの問題を突き詰めて考え抜くことの重要性を教えて下さったのは、師匠である岡本勝先生であり、好奇心と幅広い問題関心を抱き、アンテナを高く張って、現在の問題に積極的に取り組むことの大切さを教えて下さったのは阿部純二先生である。そして、限られた生の中で、己が能力を最大限に発揮するよう努めることが研究者の使命であることを身をもって教え続けて下さっているのが莊子邦雄先生である。阿部先生は、以前、「二人の恩師」というとても印象深いエッセイを書かれたが、私は3人の恩師をもつことができた。私が、助教授に

なりたての30台前半の数年間、1月2日に莊子先生の自宅に、阿部先生・岡本先生とともに、お年始の挨拶に伺い、3人の恩師が酒を酌み交わしながら様々なことについてお話しされるのを、緊張しながら聞いていたのは、私にとつて忘れられない思い出であり、今も私の基礎にある。阿部先生が亡くなられたために、あの時間と空間も永久に失われてしまった。しかし、阿部先生は、著書や論文の中で、今も語り続けている。東北人らしい、含羞の表情で、穏やかな声で。喪失感はある。しかし、私の中に何かが残っている。それを大きく育て、形あるものに仕上げることで、私の責務なのだろう。「うん！しっかりやんなさいよ。」「春めいてきた風の向こうに阿部先生の声が聞こえる。そろそろ桜の蕾も膨らみ始めるだろう。」

連載 先生の研究紹介

## 規制と給付の二分論

### 人権論への導入



東北大学大学院法学研究科教授

中 林 暁 生  
(平成9年卒)

これまで、私は、アメリカ憲法学における「規制と給付の二分論」を日本の人権論に導入することを目指して、研究を進めてきました。

規制と給付の二分論のことを、ここでは、刑事制裁に代わられる政府 (government) の「規制」的作用と助成金などの利益を付与する政府の「給付」的作用との違いを問題にする考え方のこととして、理解しておきたいと思えます。

具体的に考えてみましょう。政府が芸術品に対する助成を行おうとする場合、通常は、財源が有限であることなどを理由として、その対象を

ながら、公権力による助成の対象の選定が恣意的に行われれば、それは表現の自由が保障しようとしている自由な言論空間に「歪み」を生じさせることになるでしょう。給付の場面に適した理論の構築が求められています。

政府 (公的機関) が付与する利益を広く捉えると、規制とは区別される「給付」をめぐる問題が、日本の判例・裁判例においても検討されてきたことがわかります。ここでは、二つの事件を紹介したいと思います。

まず最初に紹介したいのは富山県立近代美術館事件です。この事件は、県立美術館が、天皇 (昭和天皇) の肖像を他の素材とを組み合わせた版画作品を、同美術館主催の展覧会で展示したことに端を発します。この作品に不快感を覚えた県議会議員が、議会の委員会において当該作品の選考意図などについて質問をし、さらに、このことが報道されると、同美術館に対して抗議活動が行われるようにな

りました。その後、同美術館は当該作品を非公開とし、また、所蔵していた作品を売却してしまいました。そこで、当該作品の作者や市民らが国家賠償法に基づく損害賠償などを求めて訴えを提起しました。

この事件の控訴審判決（名古屋高金沢支判二〇〇〇年二月一六日判時一七二六号一一一頁）は、「芸術家が作品を製作して発表することについて公権力がこれを妨げることは許されないが、公権力に対し、芸術家が自己の製作した作品を発表するための作為、たとえば、展覧会での展示、美術館による購入等を求める憲法上の権利を有するものではない」と述べています。

ある芸術作品の作者にとって、公立美術館に自分の作品を収蔵してもらうことや、公立美術館で展示してもらうということは、多くの市民にその作品を見られる機会が与えられるということを意味します。このように、富山県立美術館事件を給付の問題と

してとらえることができず。そして、控訴審判決は、規制と給付の二分論と同様の発想に立っていたということができません。

次に紹介したい事件は、船橋市図書館事件です。この事件では、公立図書館の司書が、閲覧に供されていた図書や、その図書の著作者の思想や信条を理由として廃棄したことに端を発します。そこで、廃棄された図書の著作者たちが国家賠償法に基づく損害賠償を求めて訴えを提起しました。公立図書館がある著作物を収蔵して閲覧に供することもまた給付の問題ということができます。

この事件の最高裁判決（最判二〇〇五年七月十四日民集五九卷六号一五六九頁）は、まず、図書館法の規定などに依拠しながら、「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場ということができ」とした上で、「公立図書

館が……住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということができ」の

で、「公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取り扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない」著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益である」と解するのが相当

であり、公立図書館の図書館員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正

な取り扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである」としました。

ここで、最高裁は、著作者の、自分の著作物の収蔵を公立図書館に求めることができるかどうか、という問題には触れずに、あくまでも、公立図書館によって収蔵され閲覧に供された著作物の問題に焦点を絞った上で、著作者の法的保護に値する利益を認めました（これと同様の発想はアメリカ憲法学の議論の中にも認めることができます）。

このように規制と給付をめぐるとは、日本の憲法学において重要な増しつづけるテーマであるということができます。実は、私が東北大学大学院に進学した頃というのは、ちょうど学界においてこの問題の重要性が意識されつつあった時期と重なっています。若い頃にこの問題の重要性に気づき、その研究に従事してきました、と言えれば良いのですが、実際はそうで

はありませんでした。（学部はゼミ「蟻川ゼミ」で、富山県立美術館事件を扱ったことがあるのですが、当時は、事件の別の側面に興味がありました。）

私は、東北大学法学部に在学中、蟻川恒正先生（憲法）、藤遠藤比呂通先生（憲法）、藤田宙靖先生（行政法）の授業を通じて、公法学への興味を強く持つようになり、東北大学大学院法学研究科博士課程前期二年の課程に進学しました。

大学院に進学してまず直面した課題は、修士論文のテーマをどうするかでした。大学院に進学した年の六月頃だったと思いますが、研究室で伊藤正己先生（東京大学・元最高裁判事）のテキスト『憲法「第三版」』（弘文堂、一九九五年）を読んでいて、百里基地訴訟についての記述に目が留まりました。そこには、次のように書かれています。

「最高裁は、その上告

審において、九条は、そ

の憲法規範として有する性格上、私法上の行為の効力を直接規律することを目的とした規定ではなく、国の私法上の行為に對して直接適用されないと解するのが相当であるとし：」（一七〇頁）

特に、「国の私法上の行為」

という箇所が目が止まりました。私は、藤田先生の行政法の授業で、「行政の私法上の行為」という問題を特に印象深く聞いていました。また、学部四年の藤田ゼミでこの問題に関する発言をしたところ、藤田先生からその発言を褒めていただいたことがありました（正確に言いますと、ストレートに褒めていただいたわけではないのですが、その時の藤田先生の話し方、表情からすると、おそらく褒めていただいたのだろうと信じています）。伊藤先生のテキストを読んでまず思ったことは、憲法九条ではなく人権規定だとなるのだろうか、

ということでした。

人権規定の私人間効力という有名な論点があります。一般的には、私人間にも人権規定の効力が間接的に及ぶと考えられています。この場合、人権規定の効力は私人間において相対化されるという構造になっています。ここでは、国の私法上の行為に對しては、人権規定の効力はどうなるだろうか。「私人間」と同じように相対化されるのか、それとも、相対化はされるが、「私人間」の場合程は相対化されないのか。もし私人間の場合と異なる取り扱いになるとすれば、それはどのような理由によるのか。……こういったことを考えながら、このテーマは面白そうだなと思いました。

そこで、早速、このことについて師匠の蟻川先生に相談しに行きました。そうしますと、蟻川先生は、そのテーマに関係するものとして、アメリカ憲法学で「違憲な条件の法理」(The Doctrine of Unconstitutional Conditions)とい

うものがある、と教えてくれました。（実は、当時、蟻川先生は、文化への助成をめぐる憲法問題について、その後の日本の憲法学の議論をリードすることになる御論文を執筆されていました。「蟻川恒正「国家と文化」『岩波講座現代の法』第一巻（一九九七年）所収」蟻川先生の御論文を拝読させていただく前に、自分の問題意識に気づいてよかったですと思っています。）

違憲な条件の法理は、政府は、利益を付与する際の条件として、憲法上の権利の不行使などを求めることは許されない、とします。この法理は、権利保障の場面で生じるさまざまな二分論を克服しようとしたものでした。克服の対象となった二分論の一つに、統治権者としての政府と所有者・雇用者としての政府とを区別する二分論があります。例えば、多くの人々が行き交う「場所」で演説を行う場合を考えてみましょう。その場所を所有しているのが私人である場合、表現の自由の保

障によっても、その私人に對し、その場所を提供すること

を義務づけることはできないと一般に考えられています。それでは、その場所を所有しているのが自治体だったらどうでしょうか。もしかしたら、公道や公園は表現活動や集会のための場所（「パブリック・フォーラム」）なのだから、私人の場合とは異なるだろうと考える方もいらっしゃるかもしれません。いわゆる「パブリック・フォーラム論」によればそのように考えることになりませんが、アメリカにおいては、この「パブリック・フォーラム論」が生成する前は、所有者としての私人と所有者としての公的主体とを同様のものとして扱う考え方が一般的でした。憲法による言論の自由の保障は、統治者としての政府を制限するだけであって、所有者としての政府までを同じように制限するとは考えられていなかったからです（規制と給付の二分論現れ方の一つと言ってもよいでしょう。）このような考え方

の克服をも目指した違憲な条件の法理は、確かに、当時の私の問題意識に伝えてくれたようなものでした。そこで、この違憲な条件の法理を修士論文のテーマに選ぶことにしました。

その後、私は、パブリック・フォーラム論、さらに制度理論へと関心の幅を拡げてきました。その根底には、常に統治者としての政府を制限する規範としての自由権（典型的には表現の自由）の射程を見極めてみたいという問題意識がありました。

博士前期課程在学中にふと思いついた問題意識に導かれて、今日まで研究を続けてきました。そろそろこれまでの研究をまとめたいと考えています。



# 平成28年度卒業生に贈る



東北大学法学部同窓会岩手支部長  
(前岩手県奥州市長)  
**相原 正明**  
(昭和45年卒)

皆さん、こんにちは。法学部のご卒業そして法学研究科ご終了誠にめでたうございます。

ただ今ご紹介いただきました相原正明と申します。現在、法学部同窓会岩手支部長を務めさせていただいております。私がこうした祝辞の栄をいただきましたのは、支部長の一人ということと、選挙という関門を経て市長になった(法学部同期では私だけ)という異色の経歴のためかなと思っています。



併前の最大規模の市の出身の元市議会議長との一騎打ちとなり、再選はなりませんでした。しかし、自分としては県の一般職の最高ランクに到達し、歴史に名を遺すともいえる最後の江刺市長、初代の奥州市長を務めさせて頂いたことを誇りとしています。

その後は市長時代の人脈を生かしたNPO法人の代表等を務め、その中で松下政経塾の小型版のような政治家、地域リーダー人材の養成なども行っています。

こうした活動を振り返りつつ、後輩の皆さんにお伝えしたいことを短い言葉で印象深く伝えられたらと思います。一つ目は、「守・破・離」です。

古来からの日本の武道、茶道などの子弟関係の在り方の一つとされているものです。皆さんが世に出て何を期待される、何をどのようにしなければならぬか、最初の関門が待ち受けます。大きな組織の一員であっても自営業であっても同じだと思います。まず学んで、伝統的考え、やり方を一流レベルにまで身につけるとが肝要です。周りの評価は

確固たるものになります。やがてこうした自信と己の信念に基づいて、改善し、改革する、即ち破らんとする意欲が出てきます。そして旧来の道、やり方から離れるのです。常に失敗と隣り合わせですが、自分を大きく、脱皮・成長させることに繋がります。

二つ目は「早い段階で戦略(基本的な中長期の目標・計画)を練り、それに沿って戦術(個別具体の対処術)を磨き、実行すること」です。

まずは、仕事の面でそのようなことが大切なのは言うまでもありません。しかし、もう一つ大事なことがあります。それは限られた人生の中で自分自身をどう立派に育て上げるかということです。東北大法学部を卒業したということは、同じ生まれの同級生と横一線ではありません。既に大きく前に出ています。誇りうる位置にいます。しかし、あくまでマラソンでいえばまだ4分の1の地点です。勝負の行方はこれからです。このような戦略目標があるなしで時間とともに大きな差が生まれます。たまに訪れる運—幸運の

女神—には前髪があつて後ろ髪はないと言われます。戦略のない人は前髪を待つてまじたばかりに捕まえることはできません。NHKの朝ドラ「べっぴんさん」の主題歌をミスターチルドレンが歌っています。その歌詞にある「たとえば百万回のうちたった一度ある奇跡。下を向いてばかりいたら見逃してしまいうだらう」も同じ趣旨に繋がります。

三つ目は「判断に迷ったときは基本に立ち帰る」ということです。平成の市町村大合併の嵐が吹き荒れ、合併の組み合わせが大揺れに揺れ、結局は賛否両論の中で市長の決断にかかるという事態となりました。発表せざるを得ない時間が迫り、マスクミが待ち構える中、朝までほとんど眠らずに過ごした夜を思い出します。正直なところ、自分でも判断が付きかねる中、最後に浮かんだ言葉が「迷ったときは基本に立ち帰る」ということでした。それで決断し発表した以上は、もはや迷うことはありません。対外的には市議会はじめ大きな反対も予測されますが、己の心の中は

## 会員だより

### 国際交渉大会の御報告

山村 峻介、菅原 健佑、大崎 貴裕  
(平成28年卒)

すつきりとし、むしろ楽になりました。ことの大小を問わず、皆さんもこういう場面に必ず遭遇することでしょう。以上申し上げましたが、その人の人生はそれぞれの人生観に基づき自由に築き上げていくものです。そんな考えもあるんだという風に参考にしていただけだと思います。

最後に同窓会支部長として同窓会は自分の人生を充実させていくうえで貴重な場であることを述べさせていただきました。様々な職業、職場の先輩と後輩が交流し、互いを認識し合うことは無形の力を与えてくれます。知っている人には心を開き、情報を含めなんでもサービスしたくなります。言い換えれば人に知られていけば実に仕事やりやすく、思いがけないチャンスに恵まれるというものです。「人を知り、人に知られる大切さ」です。

とりとめもないお話をしましたが、皆様方の洋々たる前途を祝し、お祝いの言葉いたします。

平成28年7月、スイス・ルツェルン大学で国際交渉大会が開催されました。私達は、

大学在籍時に法学部自主ゼミNegotiaに所属し、前年に上智大学で行われた大学間交渉コンペティション (http://www.negotia.jp) の英語交渉部門で国内大学1位の成績を収め、本大会への出場権を勝ち取りました。Negotiaと平成27年度大会の様子については、會報第43号に目を通して頂ければ幸いです。

国際交渉大会は、世界各国の法学部・ロースクール生が参加し、国際取引や国際的な民事紛争を題材に2名1チームで各当事者の弁護士を務めて、英語交渉の腕を競い合う大会です。本大会には、各国の国内大会で優秀な成績を収めた20カ国24チームが参加し、参加国から招聘された法

曹・ビジネスマン・法学者の方々が審査員を務めて下さいました。大会は1週間に亘って開催され、期間中に3回交渉を行い、各回の審査点数の合計で順位を争うものでした。通常の2当事者間交渉だけでなく、4当事者間の交渉も扱うのが本大会の特徴です。

東北大学チームは、韓国・スコットランドチームとそれぞれ2当事者間交渉を、カナダ・アイルランド・デンマークチームと4当事者間交渉を行いました。残念ながら入賞を果たすことはできなかったものの、国際交渉の難しさと面白さを実感する貴重な機会となりました。第一に、交渉相手との意思疎通の難しさを感じました。情報を誤解なく伝えること、伝えられた情報を正しく読み解くことなしに

は交渉は成り立ちません。したがって、1時間というごく限られた交渉時間の中であっても、自分と相手の背景を整理し、互いの優先順位を擦り合わせる技術が求められます。一戦目の韓国チームとの交渉では、相互にメッセージを読み違え、交渉が行き詰まってしまいました。次のスコットランドチームとの交渉では、この反省を活かして優先順位の整理や提案の断り方を修正し、無事に合意を取り付けることができました。

第二に、英語交渉におけるイニシアチブの取り方に関する点です。特に4当事者間交渉では各チームの発言量が相対的に少なくなることに加え、他のチームに発言権を持つていかれる場面も多くありました。語学力の不足も一つの原因であるとは思いますが、それ以上に議論を突き詰めていくスピードの違いと、自分の発言順を待たずに割って入るある種の強引さに欠けていたことが大きな差でした。この点は、今後の糧としていきます。

次に、本大会の準備期間まで遡って話を進めたいと思います。東北大学チームは、大会出場メンバー2名とサポーター1名の3名を中心に準備を行ってきました。いずれも平成28年3月末に東北大学を卒業し、社会人生活を始め、準備期間中は仙台・東京・長崎に拠点を置きながらの準備となりました。問題発表がなされる大会3週間前までは、スカイプを通して、過去の出題を参考に交渉戦略の策定や模擬交渉を行いました。問題発表後は、毎週末東京に集まり、国内大会の運営委員の先生方や大会OB・OGの方々と練習試合や戦略検討会を行



う機会を設けて頂きました。一方で、平日に全員集まるとの模擬交渉を行う機会が少なく、チームとしてのアウトプット量が足りなかったことは残念な点でした。

しかし、毎週末遠隔地から集まり、国内を代表する教授方やビジネスの第一線で活躍されている実務家を相手に考え抜く経験は、私達にとって大きな成長の機会となりました。大会を終えた今思うのは、環境的な制約があっても、準備の仕方次第ではどんな国の相手とも対等に戦うことができるということ。むしろ、逆境をはねのけるために思いっきり準備して臨んだ本番だからこそ、挑む価値があり、経験が財産になるのだと信じています。

本大会の出席に際して、法学部長の平田先生をはじめ、同窓会事務局や法学部教務係の皆様、顧問の石綿先生から多大なご支援を賜りました。略儀ながら書中をもちまして御礼申し上げます。今後は、この体験から得た学びを学生に伝えることによ

て、微力ながら法学部に貢献して参りたいと考えています。その第一歩として、東北大学基金から御後援頂き、平成28年10月に本大会の経験を伝える交流事業が行われました。事業報告は、東北大学基金 [HP\(http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kikin/japanese/index.html\)](http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kikin/japanese/index.html) より御覧ください。

最後に、在学生に向けて、法学部生が交渉を学ぶ意義について述べます。交渉は私たちの生活に不可欠の営みであり、誰もが日常の中で交渉を学び実践していると言えます。そうした日常性にもかかわらず、交渉学が法学の一部としても扱われるのは、法律家が高度な専門性を要する交渉と対峙しなければならぬためです。交渉教育では、困難な商取引や民事紛争を学ぶ中で、法・ビジネス等の知識をより実践的な技術に磨きあげることが出来ます。交渉を通じて様々な仲間や先生、実務家と出会い、法学部での学びを一層深めていく学生が増えることを願っています。

## 「貧困化する地域経済と人口減少」について



秋田県三種町長

三浦 正隆  
(昭和52年卒)

私は昭和52年卒で秋田県支部副支部長の三浦と申します。平成22年より現在の職に就きました。目下2期7年目です。秋田県は全国一の人口

減少県ですので標記テーマで日頃首長として感じていることを申し上げます。ただ、学者ではありませんので肌感覚で言っております。多少乱暴な推論で申し上げます。御無礼をお許し願います。

さて、大学卒業後東京で働いていましたが、秋田にAターンし郵政に入りました。祖父・父ともに特定郵便局長でしたので自分としては自然な流れで数年後に地元の集配特定局長を拝命しました。以来24年間、郵便局長として勤

選させていただきました。

首長をやっておりますと森羅万象あらゆるものに興味を持たざるを得なくなります。議会での一般質問では兎に角色々な質問が飛んできます。全て私が答弁する訳では有りませんが、広く浅くが要求されます。その為にも新聞のスクラップは欠かせません。また、大きな市と違い町村では首長自らが政策立案をする場合が多々あります。産業振興、福祉の充実、行財政改革など課題は尽きません。

最近、「子どもの貧困」がクローズアップされています。本町でも目下「三種町子どもの貧困に関する整備計画」を策定中です。子供の貧困率は平均的な可処分所得(手取収入)の半分(平成24年は122万円)を下廻る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合をいいます。昭和60年に10.9%でしたが、平成24年には16.3%となっています。6人に1人の割合です。また、1人親世帯に占める貧困率は54.6%で先進国でも日本が一番高いと言

われています。

「貧困」には「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2種類があるとされます。「貧困」という言葉は「食べるものがない、寝るところがない」つまり「生きるために必要なものが足りない」状態を描きがちですが、それは「絶対的貧困」のことで、確かに全然無いとは言いませんが、極めて稀とのこと。今日、問題になっているのは「相対的貧困」例えば「学用品を買いそろえることが大変」とか「家庭の事情で進学を諦める」など「社会で普通とされる生活が難しい」状態のことを言います。良く引き合いに出されるのが親の年収と学力には相関関係があることです。大学進学率でも生活保護世帯と一般世帯では差がありますし、秋田県は全国よりさらに低くなっています。

日照時間が全国的にも長く、太平洋側と比較してヤマセ等による冷害が少ないことや水田作りに欠かせない農業用水が豊富な雪解け水によって十分に得られることなど稲作に適した気象・立地条件があります。さらに、農業の機械化とともに稲作の省力化が進み兼業が可能となったこと等から稲作を中心に農業が発達してきた経緯があります。稲作の占める割合が極めて大きいという本県農業の最大の特徴は逆に言うとその稲作偏重のため、米の作柄と価格に農業経営全体が大きく左右される結果となります。農業産出額に占める米の割合は、全国が20%代前半で推移しているのに対し、本県は60%程度と高止まりしており、東北の他県と比べても複合化の進んでいる青森県、岩手県との違いが際立っていることが特徴的です。

また、農村地域の経済は意外に思われるかもしれませんが、お年寄りの「年金経済」が大きなウエイトを占めています。かつて日本にも1年定期が6%という高金利時代がありました。つい20、30年前のことです。おじいちゃん、おばあちゃんの通帳の中には年金のお金がたくさん入っていました。孫にもお小遣いをあげられ、お年寄りは大変にされました。

こうした状況に変化が起きたのは平成5年のバブル経済がはじけて以降です。秋田県は厳密に言うと東京のような不動産バブルは無かったと思います。ですからこの分野での深刻な影響はほとんど無かったと思っておりますが、別の方にやってきました。即ち、超低金利という形で年金生活者のふところへ、もう一つは米価下落という形で農家へ影響を及ぼしました。超低金利は高齢年金生活者の虎の子の貯金をどんどん目減りさせ、取り崩させていきました。お年寄りが自由になるお金はどんどん減少していきま

が22000円の最高値を付けたのですがそれ以降はどんどん下がって平成26年には8500円まで下落しました。専業農家が一番の打撃を受けましたが、兼業農家であっても地方の賃金水準はずっと伸び悩みですから世帯所得は減少し続けました。世帯個々人の収入は多くなくとも合計すればそこそこの生活を営んでいたのがだんだん厳しくなってきました。

こうした状況の中、高校卒業後進学や就職で若者が県外に流出していきました。本来、家を継ぐべき若者達も県外へ出てしまいました。人口の社会減と自然減により秋田県は全国一の人口減少県となりました。今、日本全国、人口減少に喘いでおりますが、特に減少が著しい本県においてはこれから思い切った政策を講じないと歯止めを掛けることは大変厳しい状況です。本町でも子育て支援策をきめ細かにやっていますが、やはり根本は農業生産構造の改革や若者に魅力的な産業を創出す



「介護から快護へ」

## 宮城県の「攻めの福祉」政策

### 「ロボット、外国人、既存マンション等の介護機能化」

宮城県長寿社会政策課長 成田美子  
(昭和59年卒)

2017年2月12日日曜日から、宮城県と宮城県介護人材確保協議会は、河北新報朝刊に4週連続で中高大生向けに全面広告を掲載した。介護される人もする人も心地よい「介護から快護へ」をキーワードに、「攻めの福祉、始動。」「介護が、熱くなる。」(外国人介護士養成)、「介護、最前線。」(ロボット介護機器開発導入)「君が拓く介護の未来」などのキャッチコピーを、職員自ら創ることによってコスト削減し、掲載回数を増やした。

ロボット介護については、導入した介護事業所への補助のみならず、企業の介護施設へのヒアリングやマッチングに向けたコーディネートも行

事業化を経て資源の有効活用を図ろうとするものである。

背景にある課題…認知症、介護人材不足、施設整備の在り方

日本の高齢化率は26.7%で、世界一となっており、主要先進国では、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカがこれに続いている。また、フィンランド、スウェーデンなどの福祉大国をも超えており、これらの国に学ぶ時代から、日本の政策の動向が注視される時代となった。本県にもここ数年、ひとりっ子政策をやめた中国北京政府など海外からの視察が続いている。また、欧州で認知症への効果が検証されている遠隔操作型アンドロイドの世界初の実用化に向けた導入を県内の介護施設が行った今年二月から三月にかけて、国内はもとよりスロバキア、カナダ、アメリカ、スコットランドなどからメディアの取材や視察が相次いでいる。

ところで、宮城県内の高齢者数は約60万人であり、県の人口約230万人の4分の1近くである。そのうち、認知症高

齢者数は約9.4万人だが、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年には約14万人、全国では70万人と推計され、これは、欧州の小国の人口規模に匹敵する。また、県内の高齢者のうち、要介護認定者数は約11万人であり、要介護度3と4がほぼ三割を占めている。介護保険法改正により平成27年度から特養入居者は原則として要介護3以上となった。(ちなみに権利擁護の会議委員には仙台弁護士会の同窓生多数に入っていたが、虐待などの対策にご尽力いただいているところである。)

一方、支える側の20〜64歳の生産人口は減少の一途をたどっており、2000年に36人で1人の高齢者を支えていたところ、2025年には18人と推計される。本県知事のマニフェストは、「特別養護老人ホームの待機者ゼロ」であるが、深刻な介護人材不足により、国や県の補助金が投入されている施設をフルオーブンできない、そもそも公募に対して事業者が手を挙げない、という事態も発生してい

る。2025年までにあと100万人の介護士が必要とされるが、このままいくと需給ギャップは約38万人、本県に置き換えると1.4万人と推計している。

「攻めの福祉」には、「全国または世界の課題解決に向けたこれまでない宮城モデルを発信し、震災支援に込める」という被災地ならではの理念が込められている。テレノイドは大阪大学のロボット研究開発者である石黒浩教授によるものでモニタリングの場を探しているというNHKの番組でのご発言を聞いてアプローチした。県内10施設での認知症高齢者への試用では、無表情だったお年寄りが歌う、笑う、会話するなどポジティブな行動に変わる様子が見られた。テレビ電話やスカイプの機能と同じしくみなので、たとえば東京にいるお孫さん、海外に転勤中の息子さんとも会話できる。このほか、20社を超える企業と情報交換を行ってきた。プライベートに配慮したシルエットで動きを把握する見守り機器や、外

## 永遠の名幹事 佐藤正之

樋口陽一  
(昭和32年卒)

一部侵入者や徘徊する入居者の動きをチェックできるゾーンD（デンソー）のほか、地元企業が開発した排洩処理ロボットという寝たきり対応型のロボットが大手ハウスメーカーから販売され、デンマークのショールームにも展示されている。

「DNAの進化よりも技術の進歩のほうがずっと速い。例えば欠けてしまった生来の身体より優れたものができる日が来ます」（石黒教授）

高齢社会を悲観する前に、七たび（？）生まれ変わることもができるかもしれない未来を信じて、私はきょうも悪戦苦闘しながら長寿社会政策に取り組んでいる。

〈了〉



足かけ六十五年前の三神峯から始まる。旧制二高の校舎、といっても北六番町を空襲で焼け出されやって来た、もとはと言えば幼年学校の跡地だった。全国各地から志を抱いてやって来たはずの「大文学」という雰囲気からはいささか遠い感があったが、それでも、早速三十人ほどの新入生同志が初対面の盃を挙げることとなる。場所は旧制二高生の戦後の溜り場だったという『長町大衆食堂』（店の名の二階である。その言い出しっぺが佐藤正之だった。「論語から採って正之と親が名をつけてくれた。セイシと読むんだ」という自己紹介だった。同じ発音の日本語に対応するドイツ語がやがて愛称となったが、それを嫌がるでもなく笑い飛ばす大兄は、百五十人のクラスで何をやるにも忽ち中心人物となつてゆく。模擬裁判をはじめてキャン

パス外に持ち出し二日公演にした（市公会堂）のはわれわれの年からだが、テーマ（尊属殺）の決定から資金調達その他もろもろの会務も、その中心となったのは大兄だった。中川・木村・清宮先生の頭書きを頂いて寄付をお願いに企業を廻ったとき、行事を市民向けに公開する意義を諄々と（？）説く彼に、ある銀行支店長が「間違ひなく本気で」「ぜひウチに来ないか」と誘いを向けるほどだった。呑気な「古き良き時代」のことであり、公演の純益でコンパをくり返した仲間のつき合ひは一層親密度を増したのだった。

仲間たちはとりたてて勉強家の集団ではなかったし、活動家もいなかった。それでも、入学早々のことだったが学生自治会選挙に大兄を委員長候補に押し立てて各教室を廻ったりもした。「ノンポリ」なりに何かしなければということだったろう。宮城刑務所に拘留中の松川事件被告を訪ねたのも、大兄らしい若者の正義感からだったろう。

卒業した後の幹事ぶりは、いつそう見事という他なかった。年に一回東京、五年に一回は秋保（秋保電車で長町から富沢まで通ったからこそその秋保、である）での同期会を続けることができたのは、大兄の才幹と人徳のおかげだった。あるとき秋保で中川先生が即興で「我酔君復楽」と筆を振われ「君達がこんなにして集まれるのも佐藤君のおかげだ、銅像でも建てていいくらいじゃないか」と冗談めかして言われた。そのジョークを本気で表現する銀杯をつくって大兄に進呈したこともあった。何しろ、大阪在勤になった直後の会では、飛行機で羽田にかけつけて会を世話し、寝台車で帰阪したほどだったのだから。

「ヒマだから集まるのじゃなく、忙しいからこそ集まりたくなる会」。その大兄の本領は経済大国の大企業の経済人として発揮されていたはずだが、仕事の一端すら、話題にすることはなかった。それでも一度だけ、破綻企業のトップとして法的責任を問われた元同僚の力になろうとする苦勞のほどを、垣間見る思いをしたことがあった。そうやって、大兄は企業人としての存在感をたらぬいたのだから。

卒業謝恩の昼食会をブラザー軒で開き木村亀二学部長はじめ恩師総出で列席して頂いたときの仕切り役も、むしろ大兄だった。木村先生がわれわれと同世代の芸妓さんたちを呼んで下さったときのご縁で、その一人が女主人となつた料亭で仲間うちの遅い新年会に集まるのが、老年の愉しみだった。その仲間たちも今では私を含めて二人だけとなった。いずれ遅くない再会の折は大兄よ、永遠の幹事役をよろしく頼む。

佐藤正之（一九三三—二〇一五）  
同窓会東京支部会事務局長・  
本部理事・萩友会代議員を歴任

## 温故知新

## ある手紙のこと



東北大学名誉教授

広中俊雄(故人)

ある手紙のことを思い出す時、私はなぜあんなことをしたのだろうと後悔する。

あの手紙のことを思い出すのは、私が若いころに書いた教科書『債権各論講義』についての好意的な言及に接する時である。たとえば今春、ある雑誌の「法学入門」と題する増刊号の中で、ある民法学者が、私の『物権法』と『債権各論講義』を(二冊とも読むことを前提として)「民法規範の体系的構造に興味を持って勉強してみたい者にはぜひすすめたい基本書」と言っておられるのに接した時、私はあの手紙のことを思い出した。いまでもはつきりおぼえているのは、五年前の

ことである。私が見せられた司法試験受験者向けの雑誌の記事のなかに、『債権各論講義』に対する司法試験合格者の意見として「この本を読むと受験勉強の味気なさを忘れさせてくれる。もちろん司法にも十分耐えられる基本書である」と述べた文章があった。「読み易いとはいえない」という別の的確な意見と並んで、「受験勉強の味気なさを忘れさせてくれる」とは、うれしい言葉であり、この言葉に接して、私はすぐ、あの手紙のことを思い出したのである。

あの手紙、そう、あの手紙が、私にその本を書かせたのであった。私があの手紙を受

け取ったのは、昭和三十四年度中のことではなかったろうか。ある日、私は一通の手紙を受け取った。差出人の名前には心あたりがない。封を切って読みはじめると、それは、私の債権各論講義を聴いている一学生からの手紙であった。――先生の講義はりっぱな講義のように思います、しかし何しろノートがほとんどとれません、りっぱな講義だとしてもノートがとれないような講義をされるのは問題ではないでしょうか、つきましては教科書を書いてください――そういうふうな文面だったように思う。

そういうふうな文面だったように思うとしか書けないのは、その手紙を私は保存してないからである。いや、保存してないという言い方は適当でない。その手紙を、私はその時、破り捨てたのだ。無責任と批判されたくなかったら教科書をお書きください”と言われたような気がして、手紙を持っていくのもうとましく思ったのであった。

この学生が書いてきたことは理不尽ではない。封筒には彼の名前だけでなく住所もきちんと書いてあったが、彼が自分の書いたことの正当性にいささかでも不安を感じていたら、彼は住所・氏名の明記をためらったのではあるまいか。そんな思いが私の頭をかすめたのは事実である。しかし、彼の手紙を読んだときに抱いた不快感が多少ともうすらぐのには二三日かかったのである。なんとなくあの手紙のことが気になって屑かごのなかを探した時には、もはや、破った手紙と封筒は見つからなかった。

昭和三十五年度のはじめに、私は教室で、学生諸君に対しほぼ確定的に『債権各論講義』の執筆を約束した。この約束を導いたものがあの手紙であることは、いうまでもない。ただ、この、教科書を書くという仕事は、私が自分の本来の仕事と考えている研究活動のために絶えず犠牲にされ、その年度には第一分冊という形をとった部分的な刊行にこぎつけるのがやっとで

あった。この本は、四回に分けた刊行によってようやく完成にいたる。

この本の分冊刊行が進む間、そして完成後もしばらくは、あの手紙のことを私は忘れていた。私があの手紙のことを時々思い出すようになったのは、この本の合冊本が刊行されはじめて数年たった昭和四十年代の終わりごろからである。ところで、思い出す機縁となるその時その時の具体的な事情は、この際、どうでもよい。重要なのは、思い出す時の私の心理状態である。私があの手紙のことを思い出すのは、不快感とともにでは決してない。あの手紙のことを思い出すのは感謝の気持ちとともにであり、なぜ自分はあること、つまりその手紙を破り捨てるようなことをしたのだろうという後悔の念とともになのである。

折に触れて私はあの手紙のことを思い出し、感謝の気持ちを新たにす。教科書なのに、受験勉強の味気なさをわすれさせてくれると言われるような、そういう本を書くこ

とができたのは、若かった時期の私に執筆を決意させたあの手紙のおかげである。あの手紙を書いた本人に会ってお礼を言いたい。私は強くそう思う。しかし、彼の名前は私の記憶に全然ないのである。あの手紙を破り捨てたことが悔やまれてならない。誰かが彼のことを知っていて私にその消息をしらせてくれたら、その人もまじえた歓談のなかで私の念願も果たせるのだが。

(昭和六十二年十月)  
〈『櫻』第八号掲載〉

広中俊雄先生は昭和三十年一月から平成二年三月まで本学で民法をご担当されました。当時中川善之助先生がご退任の後、鈴木禄彌先生・幾代通先生とともに東北大学法学部が誇る民法三羽鳥の一人として民法学界に重きを置かれておられました。その折のことは「会報」第41号に水野先生がお書きになられた「広中俊雄先生を悼む」をご覧ください。同窓会ホームページで見られます。

## 平成28年度卒業生進路状況

今年の卒業生の進路動向を法学部事務室教務係よりご提供いただきました。卒業生は学部170名、研究大学院9名、法科大学院26名、公共政策大学院24名で合計229名です。

学部卒では、民間が東北電力4名、三菱東京UFJ銀行・七十七銀行・商工中金・大和証券が各3名、JR東日本・鹿島建設・村田製作所・三菱商事が各2名、JXエネルギー・大林組・清水建設・レンゴー・信越化学工業・三菱マテリアルテクノ・新日鉄住金・日本ビューレイパッカード・パナソニック・東芝機械・アカツキ・エイプス・ガスパル・ザイマックスアルファ・東京建物・三井物産・カメイ・日本銀行・三井住友銀行・りそな銀行・農林中金・住信SBIネット銀行・八十二銀行・北國銀行・SMBC日興証券・みずほ証券・三菱UFJモルガンスタンレー証券・第一生命保険・JCB・三井住友カード・フリービット・ソフトバンクモバイル・TDIシステムサービス・フォワードインテグレーションシステムサービス・帝国データバンク・NHK・青森朝日放送・岩手日報・福島民友新聞・NTTドコモ・NTT東日本・東日本高速道路・中日本高速道路・虎の門病院・ひのき進学塾が各1名、公務員関係で仙台市役所・裁判所職員が各5名、岩手県庁・宮城県庁が各4名、東京都庁・福島県庁が各3名、農水省・青森県庁・群馬県庁が各2名、法務省・公正取引委員会・自衛隊・静岡労働局・東京入管・東京国税局・東北経済産業局・東北財務局・仙台地方検察庁・衆議院事務局・秋田県庁・山形県庁・新潟県庁・栃木県庁・埼玉県庁・千葉県庁・神奈川県庁・長野県警・三重県庁・郡山市役所・文京区役所・藤枝市役所・原子力研究開発機構が各1名、進学が東北大法科大学院22名、同法学研究科が3名、同公共政策大学院・東大法科大学院が各2名、東北大文学部研究科・阪大高等司法研修科・一橋大商学研究科・早大法務研究科・独協医大が各1名、進路不明が6名、7名が就活中です。

研究大学院では、博士課程進学が3名、国民大学(韓)・ポスドク特任フェロー・七十七銀行へ各1名、就活中2名、進路不明が1名です。

法科大学院では、24名が司法試験受験、司法書士受験・就活中が各1名。

公共政策大学院では、アライドテレシス・学校法人昌平齋・七十七銀行・クボタ・東奥日報・東北電力・日本政策金融公庫・日本通運・野村証券・富士通総研・本四連絡高速道路・三菱東京UFJ銀行・楽天・NHK・WDB・石巻市役所・沖縄県庁・環境省・航空自衛隊・仙台市役所・総務省・東京入国管理局・宮城県警本部・就活中が各1名、となっています。新天地でのより一層のご活躍を期待しています。

## 自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁です。現役学生の皆さんの活動状況をご覧いただき、かつてこれらのゼミに所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしくお願いいたします。

### ○無料法律相談所（代表 4年 鈴木悠祐）

- ・メンバー：4年生 28名・3年生 28名・2年生 40名・1年生 50名
- ・活動内容：市民からの法律相談に応じて内容検討し助言を行う。
- ・活動日程：前期 4月 15・22・29日、5月 6・13・20・27日、6月 3・10・24日、7月 1・8・15・22日  
出張相談 9月 2日（福島県下）
- ・先輩へのメッセージ：今季を持ちまして創立 89 周年を迎えることができました。これも皆様の日頃のご支援の賜物であり、厚く御礼申し上げます。今期は広報活動の規模を拡大し、多くの相談件数獲得を目指すとともに、集計アンケートをもとに相談の質の向上に努めて参ります。これからも市民の皆様のお力になれるよう精進して参ります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

### ○東北大学模擬裁判実行委員会（代表 3年 鈴木郁海）

- ・メンバー：3年生 17名・2年生 19名・1年生 13名
- ・活動内容：「いじめ」をテーマに裁判劇を行います。
- ・活動日程：10月 21（金）・22（土）日東北大学百周年記念会館萩ホールで公演します。
- ・先輩へのメッセージ：先輩方の温かいご支援を賜り、私たちの活動も 66 年目を迎えることができました。心より感謝申し上げます。今年は「いじめ」をテーマとして取り上げ、一般市民の皆様にとっても身近であるいじめが法律上どのように扱われるのか、また法制度がどのようにしていじめを未然に防ごうとしているかを描きます。近況は随時 Twitter や Facebook にて報告いたしますので是非そちらもご覧ください。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

### ○法社会学研究会（代表 2年 宗像優）

- ・メンバー：4年生 1名・3年生 8名・2年生 3名・1年生 3名
- ・活動日程：平日、週 1 回のディベート実施及び前・後期各 1 回のフィールドワーク
- ・先輩へのメッセージ：お世話になっております。昨年度も先輩方のお力添えにより、充実した活動を行うことができました。今年度も、自分たちの知識を深めていくとともに、現代社会に起こる問題を多角的な視点で分析し、高度な議論ができるよう努めて参ります。そして、メンバー全員がさらに成長できるよう活動していきます。引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

### ○倶楽部国際法（代表 2年 小関ひなの）

- ・メンバー：4年生 6名・3年生 15名・2年生 15名・1年生 17名
- ・活動内容：国際法模擬裁判大会での優勝を目指し、国際法の学習を深めて、より精密な主張の構成及び弁論を行うため活動しています。
- ・活動日程：7月 8・9日と 2月末に行われる大会に向けて、4～6月、10～2月に主張論の作成、弁論練習を行います。
- ・先輩へのメッセージ：私たちは本年度も昨年に続いて大会優勝を飾れるよう、取り組む所存です。そのためには先輩方のご協力が必要となります。本年度も変わらぬご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ○Negoistic！（代表 2年 服部慶）

- ・メンバー：4年生 3名・3年生 4名・2年生 11名・1年生 19名
- ・活動内容：大学対抗交渉コンペティションでの優勝・入賞を目指しつつ、交渉スキルの向上を図ります。

- ・活動日程：11月18・19日のコンペティションに向けて4~5月は個人・チームのスキルアップ、8月他大学との練習試合、9~11月大会の準備をしていきます。
- ・先輩へのメッセージ：私たちがコンペでいい成績を残すには、先輩たちのご指導が必要です！お忙しいとは思いますがよろしく願いいたします。

#### ○仙台模擬国連（代表 2年 夏堀征大）

- ・メンバー：2年生17名・1年生15名
- ・活動内容：国際問題を議題に取り上げ、それについて国連総会シミュレーションを通じて、国際理解を深める。
- ・活動日程：6月に前期会議、12月に後期会議、3月に春合宿を行います。また、今年度から新たな取り組みとして、仙台二華中、二華高が授業の一環として取り組んでいる模擬国連活動にも赴きます。
- ・先輩へのメッセージ：たくさんのご支援ありがとうございます。メンバーが国際理解を深めることができるのは先輩方のご支援あってのものです。その気持ちを持ちながら、今年度も国際問題について議論し、理解を深めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○公共政策研究会（代表 2年 宗像優）

- ・メンバー：4年生2名・3年生7名・2年生17名・1年生52名
- ・活動内容：現代社会の諸問題についてメンバー相互でディベート、政策提言を行います。また、他大学学生や社会人との交流を通じてより広い知見を広げてゆきます。
- ・活動日程：週2回、前期・後期合計で30回程度の開催。
- ・先輩へのメッセージ：今年度から基金支援グループの仲間入りをしますのでよろしく願いいたします。

## 本部だより

### (1) 平成30年新しい会員名簿を発刊します！

平成25年度版が刊行されて今年度で4年が経過します。現在名簿刊行は5年サイクルで行うことになっておりますので、次回発行は平成30(2019)年となります。現在当同窓会は13の支部が全国各地でそれぞれの地域の同窓会員と連絡を取り、ほぼ年1回顔を合わせて懇親の場を設けています。また同窓会の「会報」も年1回発行されて同窓生の皆さまのお手元に届けられています。このような活動の中心にあるのが連絡の基となる同窓会の会員名簿です。同窓会事務局では毎年「会報」送付作業を通じて皆様の異動状況のデータ補正を行っていますが、名簿新版編集に合わせて掲載名簿データの総合見直し調査を行うことにしています。

今回、見直し調査の第一弾として、「会報」送付に際して、現住所データ及び名簿購入予約等の確認はがきを同封しています。内容確認の上必要な補正を加えて速やかにご返送くださるようお願い申し上げます。このデータをもとに今年秋口には当該時点での連絡不明者リストをとりまとめ、さらなる第二弾のフォローアップを行い、より正確な情報を盛り込んだ名簿作成に反映します。

名簿情報は個人情報ですので、その保護対策には万全の注意を払っています。名簿印刷・情報管理を行っている(株)廣濟堂とは機密保護・保持契約を締結して情報漏えいが無いように管理しています。また完成した会員名簿は、購入申し込みのあった会員のみ頒布し、第三者への開示は、本会各支部・同期会幹事・法学研究科・萩友会の特定個別地域行事案内などの個別依頼に限定して対応しています。

最後にお願いを二つ。支部組織や同期の会・職域などで名簿を取りまとめられますならばそうしたデータをご提供いただけますよう、特段のご協力をお願い申し上げます。今一つは、刊行資金への助力として、企業ベースでの広告・個人ベースでの協賛広告へのご協力をお願いいたします。

皆様のご協力により、より充実した名簿ができますことを願ってやみません。

## (2) 平成28年度収支決算(案)と平成29年度予算(案)

28年度は、収入が予算を少し上回り一方で支出を押さえたため、24万円強の収支差益を計上することができました。収入増は寄付金が多かったためで、H13卒のI・S氏の会費未納16年分48,000円・S37卒I・T氏の30,000円をはじめとして毎年会費の他に11,000円を送ってこられるH7卒I・T氏、未納2年分を寄付として送って頂いた29卒のT・H氏などの皆さんのお陰でした。この場をお借りして心から感謝申し上げます。

一方とりあえず1,300名を目指している納入会員は、今年も1,251名に止まりました。一部の支部で総会に出席された方に手紙を差し上げたり、職場の先輩が後輩にお声かけをして頂いたりしてかなり増やして頂いたのですが及びませんでした。各支部では総会その他の会合など折りにつけて納入促進の気運を喚起していただくようご配慮をお願いいたします。平成29年度予算は、名簿発行の前年ですが名簿発行に関する経費は支出されませんので平年ベースの予算となります。したがって、ほぼ前年28年度並の予算規模とし、1300名達成を前提に21万円の収支差益実現を目指すことといたしました。引き続き会費納入に一層のご協力をお願いする次第です。

なお、平成30年度の名簿発行にあたり今年の会報のお届け時に「住所・氏名確認」とともに「名簿購入希望」や「広告掲載希望」「賛助金の意向確認」などを行いますので、どうぞ多数の方々のご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。

### ★収入の部

単位:円

項目	28年度予算	28年度決算	予算対比	29年度予算
1)会費等	5,282,500	5,236,500	-46,000	5,347,500(年会費・新入生会員および一般会員)
2)利息	2,040	1,049	-991	1,065(実績勘案)
3)広告料	—	—	—	—
4)雑収入・その他	27,500	105,410	77,910	30,500(寄付金・名簿販売)
合計	5,312,040	5,342,959	30,919	5,379,065

### ★支出の部

項目	28年度予算	28年度決算	予算対比	29年度予算
1)会議等	220,000	163,712	-56,288	220,000(27年度予算並み)
2)事業費(会報発行ほか)	1,040,000	1,085,255	45,255	1,113,400(講師旅費新規計上)
3)事務費(旅費・人件費等)	3,027,500	3,050,718	23,218	3,032,500(実績勘案)
4)通信費(郵送料ほか)	710,000	639,236	-70,764	650,000(前年実績並み)
5)振替手数料	170,000	158,766	-11,234	170,000(前年予算並み)
合計	5,167,500	5,097,687	-69,813	5,165,900

### ★収支差額の部

項目	28年度予算	28年度決算	予算対比	29年度予算
収支差益	144,540	245,272	100,732	213,165
2)前期繰越金	23,0210,610	—	—	23,266,882
3)次期繰越金	—	23,266,882	—	23,480,047(見込み)

※決算案・予算案は、理事会・総会の承認をもって正式決定されます。

## (3) 平成29年度法学部同窓会行事予定

平成29年

- 4月1日 樺島教授第28代会長就任
- 4月6日 新入生オリエンテーション  
(法学部第一講義室)〔大西名誉教授〕
- 4月19日 法祭大(141エルパーク仙台)
- 4月24日 学術振興基金ヒアリング(法学部小会議室)
- 4月24日 第1回運営委員会(片平北門会館エスパス)
- 5月26日 監査会議(法学部小会議室)

6月5日 会報発行

6月17日 理事会(片平エクステンション教育研究棟)

7月5日 学術振興基金理事会(法学部小会議室)

7月10日 学術振興基金採択連絡会(法学部小会議室)

9月27日 運営委員会(片平北門会館エスパス)

平成30年

1月24日 運営委員会(片平北門会館エスパス)

3月27日 卒業祝賀会

## 同窓会総会開催情報

今年の各支部の総会・懇親会日程です。支部だより記事も参考にぜひお近くの所へご参加ください。

支部名	開催日時	会 場	連 絡 先
北海道支部	29.8.25 18時	ビアケラー札幌開拓使	西澤香衣(北電)
青森支部			牧貴之(青森県庁)
秋田支部			高橋直之(秋田県庁)
岩手支部	29.7.21 18時	ホテルメトロポリタン盛岡	前田敬之(岩手県庁)
本部及び宮城支部	29.7.14 18時	片平構内 さくらホール	同窓会事務局
福島支部	29.10.27 18時	杉妻会館	渡邊卓(福島県庁)
東京支部会	29.7.7 18時	学士会館	澤田淳(株)プロフェッショナル・ネットワーク
東海支部	29.5.12 18時半	キャッスルプラザホテル	檀浦康仁(愛知総合法律事務所)
大阪支部	30.1.19 19時	アサヒスーパードライ梅田	野村剛司(ひまわり法律事務所)
広島支部	29.6.3 17時	メルパルク広島	稲田英明(自宅)
法科大学院部会		法科大学院講義室	相澤央敏(みらい法律事務所)

## (4) 同窓会学術振興基金

法学部同窓会学術振興基金(理事長:稲葉馨教授)では、平成28年度に①大学院生の研究紀要である「東北法学」刊行会へ150千円 ②模擬裁判実行委員会へ106千円 ③無料法律相談所 ④法社会学研究会 ⑤倶楽部国際法の3ゼミへ各90千円 ⑥Negoistic!へ115千円 ⑦仙台模擬国連へ40千円 ⑧萩法研究会へ120千円 ⑨Negoistic!世界大会参加者へ50千円 と合計851千円の助成を行いました。

これにより「東北法学」は昨年9月に紀要第46号を刊行しました。模擬裁判実行委員会は昨年11月12・13日に川内萩ホールに於いて第65回模擬裁判公演「てのひら-介護殺人事件をめぐる-」を開催し延べ1,036名の入場者がありました。さらには高校生を対象に公演前に疑似オープンキャンパスPRを行い、山形大・岩手大・金沢大の裁判劇観賞交流も行いました。無料法律相談所は年間62件の市民相談に対応し、8月花巻市での出張相談では13件の相談を受け助言をいたしました。法社会学研究会では前期に「民主主義・18歳選挙権」、後期に「教育制度」をテーマに研究会を行いました。倶楽部国際法は夏大会で総合1位・書面成績原告1位被告3位・個人弁論原告3位5位、冬大会は残念ながら予選敗退の成績でした。Negoistic!は前年度の卒業生が7月スイスでの国際大会に日本代表として参加し貴重な経験を積みました。現役は5月と9月に東京地区の5つの大学との練習試合を実施しましたが本大会は18校中11位でした。仙台模擬国連では前期「核軍縮問題~核兵器全面廃棄に向けた新たな決意の下での共同行動~」後期「欧州問題~欧州統合への挑戦~」春合宿「安全保障理事会改革」の議題で活動しました。萩法研究会は憲法・民法・刑法の3教科についての答案作成講習を実施しました。

## (5) 終身会員資格について

かつて同窓会費には終身会員の制度がありましたが、活動の拡大とともに経費が掛かりすぎて赤字体質になってしまい、誠にお恥ずかしい次第ながら平成 15 年度の総会において終身会員制度が廃止されました。それ以降会員はすべて通常会員となり、毎年度運営協力金名目で年会費を徴収させていただくことになりました。その際に終身会員資格を取得して 10 年に満たない方々への救済措置として、資格取得後 10 年間は年会費を請求せず支払わなくてもよいことになりました。このことは平成 18 年度の会報発行時に皆様にお知らせいたしました。現在ではこの移行措置も満了しているのですが、いまだに“自分は終身会員だから年会費払い込みはしなくてもよい”と思っている方も多々おられるようです。現在ではすべての通常会員の皆様に年会費のお振込みをお願いすべく同窓会報発行時にお振り込み票を同封しています。再度のお願いで恐縮ですが、同窓会活動を支える年会費のお振込みご協力をお願いする次第です。

### 高橋副会長 レジオン・ドヌール勲章受章

昭和 38 年卒業の同窓会員高橋宏明氏は、卒業後東北電力に入社、同社の社長・会長を務め、現在も同社の相談役として日夜電力業界の発展に尽力しています。今般長年の原子力発電の推進を通じた日仏関係強化への貢献が評価され、フランス政府からレジオン・ドヌール勲章シュバリエを授与されました。フランスでは最も栄誉ある勲章で、文化や科学、産業などの功績をたたえて授与されるものです。先には平成 23 年に樋口陽一会員（本学名誉教授）がレジオン・ドヌール勲章オフィシエを授与されております。11 月 9 日に在日フランス大使館で行われた叙勲式には東北電力の海輪誠会長（昭和 48 年卒会員）をはじめとする関係者 50 名が列席して祝賀しました。氏は現在東北大学の総長選考会議委員・経営協議会委員や萩友会理事として大学運営にも関わり、同窓会では副会長・宮城支部長としてご活躍いただいております。受章誠におめでとうございます。

## 【会員の皆様へのお願い】

- 1、年会費（3000円）の振込は忘れないで  
前払の学生・特別会員を除く全員
- 2、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです  
卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います
- 3、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く  
本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付  
(TEL・FAX・メールいずれでもOK)
- 4、同窓会の役員になり、積極的に協力する  
本部・支部・同期会・各種グループを問わない
- 5、同期会開催時は会報に投稿を  
(FAX・メールいずれでもOK)

# 支部だより

## 北海道支部

西澤 香衣

北海道支部では、平成28年度総会を平成28年8月26日、札幌市中央区のビアケラー札幌開拓使にて開催いたしました。

覧があり、大学の近況に触れることができたほか、参加いただいた会員のみなさまからは、一言ずつ近況報告がなされました。

また、今年は、ビール会の半月ほど前にプレーされたゴ

ルフで「ホールインワン」を達成された富岡さん(昭40卒)から格別なお計らいをいただき、コース料理が例年よりランクアップされるという参加者にとっては嬉しいお話があり、一同拍手でお礼を申し上げます。

正夫顧問(昭22卒)が28年2月に、佐藤昭蔵さん(昭27卒)も平成25年にお亡くなりになったとのこと。山畠顧問には、支部同窓会の支部長をお務めいただくなど、長年にわたり北海道支部の運営にご協力いただきました。また、佐藤さんには、平成21年まで同窓会にご参加いただいております。お二人の訃報に接し、この場をお借りしまして、謹んでお悔やみ申し上げます。

(北海道支部事務局)

平成4年卒)

当日は、同窓会本部より平田同窓会長および清水事務局長にご参加いただき、支部からは新田支部長以下25名、総勢27名での会となりました。

竹田事務局長(S61卒)の司会により、総会で会計報告がされるとともに、理事の全員重任が満場一致で承認されました。その後、新田支部長および平田同窓会長のご挨拶と高山さん(S36卒)の乾杯により、ビール会が開始されました。

清水事務局長から東北大学新聞ほかの資料の回



## 青森支部

青森支部総会を

開催しました!

根 城 貴 乃

青森支部では、平成28年度総会及び懇親会を平成28年11月2日(水)、青森市内のウェディングプラザアラスカにて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より平

田会長と清水事務局長に御臨席を賜り、当支部からは井畑

明夫氏(S31)以下、26名の参加となりました。

田口晋氏(H1)を進行役に、まずは支部長の佐々木透氏(S38)から御挨拶があり、続いて平田会長から御挨拶をいただきました。

その後議事に入り、平成27年度決算・平成28年度予算案が満場一致の拍手にて承認されました。

総会終了後は、副支部長の成田正光氏(S40)の御挨拶



### 秋田支部

佐藤 博 身

その後、井畑氏の乾杯のご発声により、懇親会となりました。また、清水事務局長からは、同窓会他支部の活動状況や学内の近況等について、多くの資料と共に、貴重なお話をいただきました。

我が支部の唯一の行事は支部総会と懇親会であり、毎年夏に開催することを慣例としている。

当支部は、青森県庁及び地元金融機関の在職者が大半を占めており、幅広い年齢層からの参加となりましたが、大学関係から2名の方に参加いただいたほか、新たに平成25年卒業者も1名参加していた。また、宴が進むにつれ、法学部同窓生としての親睦を深めることができました。

平成28年度は、7月13日秋田県庁裏の県職員互助会施設「ルポールみずほ」で開催された。この度は、会員35名の参加であったが、大学本部からは、本部長代理として中林暁生准教授（平9卒）が、事務局からは岡崎隆一本部事務局長補佐（昭42卒）が出席された。

最後は、佐々木郁夫氏（S54）の中締めにより、和やかに御開きとなりました。今後も、この青森の地において、年齢、職域を越えた「法学部同窓生」の貴重な交流の場として継続していかれたらと心より願っております。

（平成16年卒）

総会では、佐藤博身支部長（昭41卒）から本部役員会を通じた全国の支部の情報から、どこの支部も若手会員や女性会員の確保に苦勞しており、秋田県支部としても一層の努力の必要性を訴えた挨拶があった。総会は、中林先生から挨拶の中で現在の法学部の概況について報告があった後、議事は例年の通り極めて迅速に行われ、終了した。



懇親会には、佐竹敬久知事（昭46工卒）が出席され、県政概況報告を交えた挨拶があった後、嵯峨正博氏（昭31卒）の乾杯の発声で開宴となった。宴は盛り上がり、知事が県庁出身ということもあり、知事との会話を求める後輩の会員が列をなした。終宴

### 岩手支部

#### 「平成28年度岩手支部総会開催される」

前田 敬之

平成28年度岩手支部総会は、平成28年7月15日（金）午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催された。当日は26人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部から平田武同窓会長（法学研究科長）及び清水廣行事務局長の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となった。

総会では、相原正明支部長（S45年卒）の挨拶に続き、平田同窓会長から、母校の動向や大学周辺の様子、とくに

仙台市地下鉄東西線の開通による通学事情の変化や女子学生の増加による川内キャンパスの変貌ぶりなどについて興味深いお話をいただいた後、議事に入った。議事では平成27年度決算を承認したほか、2年ごとの支部役員改選が行われ、相原支部長、廣田副支部長の続投を承認し、つつがなく閉会した。その後、恒例の集合写真を撮影し、お待ちかねの懇親会を開会した。

懇親会では、川村登顧問（S28年新卒）の乾杯の後、清水事務局長から同窓会の最近の動向や学士会の状況についてお話しを頂き、各自の近況報告を卒業年次の若い順に行い、終始和気藹々とした雰囲気では進行した。

卒業2年目（H27年卒）の会員からの若々しい自己紹介、近況報告のほか、年配会員を含め、仕事に、余暇活動に、また終活のお話しなど、各自、それぞれの立場で活躍していることが伝わってきた。このように、年配、現職会員双方から、意義深い話が



の御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となっている当支部の発展を心がけたいと思っている。

廣田淳副支部長（S50年卒）の中締めで開きとなった総会であるが、懇親会終了後、満足気に会場を後にする大先輩方の姿を見るにつけ、毎年度開催している総会・懇親会での楽しい再会を期したところである。（平成5年卒、岩手支部事務局長）

## 宮城支部

酒井昌弘  
一 二十八年宮城支部総会を開催

本年度の総会出席者は、10年来で最高の参加者数となった昨年よりやや寂しくはあったが、歓談の時間が多く持たせ、貴重な交流の機会となったほか、若年会員の出席が増えてきたことは喜ばしい所であり、今後とも、本部から

七月八日、法華クラブで開催。総数80名の会員が参加しました。総会の事前出席PRに

は、各職域グループ担当の幹事（世話役）に、現職のお忙しい中、いつもご協力頂いておりますが、今回の盛会もそのご努力によるところが大きく、本当に感謝申し上げます。今回は特に東北電力から高橋宏明相談役（S38東北経済連合会名誉会長）、海輪誠会長（S48）はじめ24名の方が出席したのが目立ちました。例

海林恒英支部長（S33）、平田武同窓会長のご挨拶でスタート。今回は役員任期更新時期に当たり、新たに支部長に高橋宏明氏、副支部長には三浦秀一（S47前宮城県副知事）、佐藤裕一（S52弁護士・法科大学院教授）両氏が選任されました。第二部の懇親会では阿見孝雄理事（S44）が司会し、勅使河原先輩の乾杯の

紀子氏（S43弁護士・東北芝蘭会会長）を筆頭に八名の方が出席しました。最年長の先輩は勅使河原安夫支部顧問（S24）で、91歳の高齢ながらも現役の弁護士として活躍しておられ、元気なお顔を見せられました。最年少は島田丈氏（H28七十七銀行）が出席し、その年代差は実に69年と、幅広い世代が一堂に会する総会となりました。第一部では、東



ご発声でスタート、歓談の中で、招待された六人の現役学生（東北法学刊行会）根岸謙、(Negos.t.c)赤井祐介、(模擬裁判実行委員会)藤原研吾、(無料法律相談所)長田治樹、(仙台模擬国連)高橋剛生、(法社会学研究会)三嶋康平の皆さんが元気よく挨拶し、大きな激励の拍手を浴びました。最後に海輪理事の閉会挨拶があり、清水事務局長（S39男声合唱団OB）のリードにより全員で「青葉燃ゆる」を斉唱して締め括りとなりました。（写真・現役学生挨拶）

二 役員幹事懇談会  
在仙の同窓会員が所属する主要職域グループ（宮城県庁・仙台市役所・七十七銀行・東北電力・法曹界、東北芝蘭会、法科大学院部会）の計七

グループの（世話役担当）幹事と宮城支部役員及び法学部の先生方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として毎年定期的で開催しております。今年は十一月十一日（法華クラブで、来賓として平田武同窓会長と中原茂樹法科大

学院長をお迎えし開催しました。劈頭に高橋宏明支部長が、

ました。懇親会では、高橋支部長が乾杯挨拶で「三人の孫

### 福島支部

#### 「福島支部総会を開催いたしました」

渡邊 卓

フランス政府より長年の日仏関係強化への貢献が評価され同国の最高勲章であるレジオンドヌール勲章を受章されたことが紹介され、出席者から盛大な拍手を受けました。また、恒例の卓話は、大内孝教授（S60西洋法制史担当）に「翻訳する者の覚悟」と題し、二十年に亘って英米法の基本的古典を翻訳し続けている先生のご苦労談をお話して頂きました。第二部の懇親会は宇留賀孝男理事（S50）の名司会でスタート、現役バリバリの各幹事より各界の動きや当面する問題などについてリアル感一杯の報告を聞きながら、楽しく杯を交わしました。

の子育てで長女が日々奮闘している姿を見て、その健康を一番心配している」とお話しされ、子や孫を思う親心に一同ジンとさせられました。また、各メンバーの近況報告では、いずれも各界の中堅や指導者として活躍している現役の皆さんの姿が窺われ、「さすが我が同窓」とあらためて感じた次第です。

平成28年10月28日（金）に、第37回東北大学法学部同窓会福島支部総会を開催いたしました。支部会員26名の出席のもと事業報告及び決算の承認並びに本年度の事業計画及び予算の審議などの支部運営の基本となる案件を御審議いただきました。

先端に触れる知的好奇心への刺激だけでなく、より実務的な、実務で活かせる貴重な知識、気付きの機会を得ることができました。また、清水事務局長からは、本部、同窓会他支部の精力的な活動状況などをご報告いただきました。また、懇親会には法曹界、民間企業、政治・行政などそれぞれの分野で御活躍されている支部会員に御出席いただき、会員同士で大いに交流を

三 東北芝蘭会総会開催  
「H18年設立・東北ブロック居住の東北大学法学部・大学院OGがメンバー・藤田紀子（S43）会長」  
十一月二十五日法華クラブで開催。東北電力、宮城県庁、仙台市役所、法曹界で現役として活躍している会員13名が出席。来賓として、平田武同窓会長、高橋宏明宮城支部長（東北電力相談役）と、恒例の卓話の講師として阿南友亮法学部教授（中国近代政治史・現代政治史担当）の三人をお迎えし、酒井事務局長の司会で進行了ました。卓話は「膨張する中国のイメージとその舞台裏」という演題で、我々がメディアを通して抱いている中国のイメージとその実相には大きなギャップがあることや我が国の今後の中国との向き合い方など、大変興味深いお話しをお聞きいたし

（写真・高橋支部長挨拶）  
（写真・阿南教授卓話）  
（宮城支部事務局長昭和43年卒）

総会後の懇親会では、同窓会本部から佐藤裕一法科大学院教授と清水事務局長に御臨席を賜り、当支部恒例となっております小講義として、佐藤教授から「企業（行政）不祥事と謝罪に関する考察」の題で、近年における不祥事案への対応の成功例、失敗例を踏まえた、さらなる信用失墜などを防ぐためのポイントについて御講演をいただき、研究の

また、懇親会には法曹界、民間企業、政治・行政などそれぞれの分野で御活躍されている支部会員に御出席いただき、会員同士で大いに交流を



（写真・高橋支部長挨拶）



（写真・阿南教授卓話）  
（宮城支部事務局長昭和43年卒）



深め、意見を交わすことができ、きました。日ごろでは得難い交流を深める機会を持つことができるのが、この会の大きな魅力のひとつであります。会員の皆様どなたでも気軽に参加できるような、そして、参加していただいた方には、また来年も参加したいと思えるような、和やかで楽しい同窓会を開催してまいりたいと考えております。

今年度の福島支部総会・懇親会については、10月27日(金)の開催を予定しております。日程等が決定いたしますら、御案内いたしますので、当支部会員の皆様におかれましては、是非御参加くださるよう、お願いいたします。(二度足を運んでいただければ幸いです。)なお、事務局の不手際により、万一お知らせが届かないような場合には、下記担当まで御連絡ください。皆様の多くの御参加を心よりお待ちしております。末筆となりましたが、元支部会長の佐藤宗光様におかれましては、昨年11月23日に御

逝去されました。この紙面をお借りして心からの哀悼の意を表しますとともに、会員の皆様に御報告させていただきまします。謹んでご冥福をお祈りいたします。

(支部事務局担当 渡邊卓  
(わたなべ すぐる) 平成11年卒  
TEL 090-9531-1478 (携帯))

## 東京支部

### 年次差なんと66年の、 交流の場

#### 12016年東北大学 法学部同窓会ならびに 東京支部会総会開催！

天 内 義 也

平成28年7月1日(金)、東京・学士会館で、会員120人弱の方々が参加して、平成28年の同窓会本部・東京支部会の合同総会が開催されました。

同窓会総会では、会長の平田武学部長と事務局長の清水廣行さんが本部からお越しになり、平田さんより最近の大学の状況の紹介もあわせて、ご挨拶をいただきました。そ

の中で、英語デイベート大会での世界大会への参加など、現役学生の活躍の様子などのお話がありました。また、清水さんからは、会務、会計の報告などがありました。

支部会の総会は、佐藤誠さん(H9年)の司会進行のもとで、開会挨拶と会務報告を事務局長の澤田淳さん(S45年)から、その後、会計報告を野神照幸さん(S51年)より行なわれ、また、本年より梶智史さん(H14年)、保理利光さん(H22年)が、新たに理事に加わることが了承され、無事、閉会しました。

その後の懇親会は、梶智史さん(H14年)と山下洋美(H14年)のお2人による息の合った司会で和やかに進行していきました。

開会の辞の後、前会長の庄司昊明さん(S25年)より、乾杯の音頭をとっていただき、立席の形で食事をとりながら、同窓生同士が各々懇親の輪を広げていきました。その後、業務のため、少し遅れて到着した会長の清野智さん(S45年)、安斎隆さん(S38年)、昨年、講話をしていた坂田甲一さん(S56年)、その他多くの方からスピーチをいただきました。なお、本年、平成28年度卒業の、石山絵里さん、関崎航平さん、米山修一郎さん、渡部宏樹さんの4人のフレッシュ・パーソンも加わり、老若年次66年差の方々の楽しい交流の場となりました。

年に1回のこの会は、各界でご活躍されている方々とお会いできる貴重な機会で、私も大変楽しみにしております。

す。今年は特に、ロースクルを卒業し、法曹界で立派に活躍をされている若手の方々と多くお話しをすることができました。私自身は企業人としてキャリアを重ねてきましたが、若くしてご自分の法律事務所を構えていらっしゃる方々の仕事への意欲や志の高さに大いに刺激を受けました。

次年度の東京支部会総会は、今年と同じく学士会館において平成29年7月7日(金)の開催となります。また来年、この会を通して、多くの方々とお会いできることを、今から楽しみにしております。(平成13年卒)

## 新潟支部

### 同窓会新潟支部便り

山 田 寿

新潟支部総会は、平成28年11月26日、新潟グランドホテルを会場として開催されました。

当日は、同窓会本部から成瀬幸典教授(平成4年卒、刑



事法学)と清水廣行同窓会事務局長(昭和39年卒)にお出でいただき、支部から23名、総勢25名とこれまで最多の参加者となりました。

本田一丸事務局長(平成3年卒)の進行のもと、内藤俊彦支部長(昭和40年卒)の挨拶を承けて、事業報告・決算報告、予算案、役員選任案(全員留任)等がはかられ、満場一致で承認されました。

懇親会では、成瀬教授からご挨拶をいただき、最近の法学部の教育研究、キャンパスの現状などをお話いただきました。

また、清水事務局長からは東北大学新聞や学士会ニュースなどをお配りいただき同窓会の状況をご紹介いただきました。

そして、小川正さん(昭和39年卒)の乾杯の音頭の後は恒例の一言スピーチ。毎回ご出席いただいている最年長の菫沢誠一さん(昭和35年卒)から平成28年卒の高橋一生さん、中野岳さんまで、全員が近況報告。

初参加の武石宣夫さん(昭

和43年卒)からは青年海外協力隊でのドミニカ滞在中の興味深いお話で一言スピーチでは時間が足りないほど。井上哲さん(平成12年)、井上恵さん(平成13年卒)は新潟支部史上初の御夫婦揃っての参加、またはるばる仙台から出席の二木豪太郎さん(平成22年)は(前々回は横浜からの参加)支部会員としての資格疑惑の指摘があったものの規約上問題がないことが確認されました。

参加者25名のうち、昭和の卒業者が12名、平成の卒業者が13名とほぼ半々。平成の卒業生には成瀬教授の講義を受講したりゼミに参加したという方も多く、成瀬教授の廻りを囲む姿が多く見られました。

また、懇親会終了後も信濃川河畔を臨むラウンジでの二次会に場所を移し、年代を越えて歓談の輪が続きました。

ところで、新潟支部は、昭和59年に再建されたものの平成3年以降活動を停止していました。20年余りの休眠状態

を経て、平成24年に本部からの叱咤を背景に再々建され、その後平成25年、平成27年、平成28年と支部総会を開催してきました。事務局の把握している名簿では、新潟支部には210名ほどの同窓会員がいます。平成29年度も11月の開催を予定しています。どうぞ皆さん多数のご参加を。

(昭和55年卒)

### 東海支部

#### 【東北大学法学部同窓会東海支部総会 (H28・5・13開催)】

星野真二

東北大学法学部同窓会東海支部総会及び懇親会が、平成28年5月13日(金)、ホテルキャッスルプラザ2階の「チャイナ&ダイニング」にて開催されました。東海支部会員21名に加え、本部から同窓会長平田武様及び事務局長清水廣行様、並びに、経済学部 部の経和会から伊藤伍郎様のご参加を賜り、計24名の参加となりました。

参加者の年代層としましては、上は昭和28年卒(佐々木先輩)から下は平成22年卒(五之治さん)まで、55年もの幅広い年齢層から同窓が集まりました。皆様が、それぞれの年代での大学生活、教授や授業の様子などのエピソードを披露され、世代間での違いや共通点などについて、昔を懐かしみながらの歓談がなされました。

ただ、24名という参加者数は、前年比5名増ではありませんが、前年が特に少なかったこと(例年は30名弱)を考えますと、未だ減少傾向にあると言わざるをえません。

特に、女性会員の出席が前年に続き0名となってしまったこと、若手会員の出席割合が低下していることについては、早急な対応が必要な状況です。総会においても、対応策を講ずるべきとの議論がなされ、具体的には「若手会員と女性会員には会費を減額する方法」や「トヨタ、デンソー、中部電力など主要企業では連絡員を配備して、就業先での

横の連携を呼びかける方法」が提案されました。

なお、前年まで総会での恒例イベントでありました応援歌「青葉もゆるこのみちのく」の合唱が、本年は、店舗側の強い反対により実施できなかったことは非常に残念でありました。店舗内での合唱の禁止は時代の趨勢なのかもしれないませんが、年一回の応援歌の合唱は、東海支部において、過去を振り返り、また、連帯を確認する儀式として重要なものであったと感じております。次年度以降は、店舗側との再交渉と、どうしても実施できないとのことであれば、応援歌合唱に代わる何らかのイベントを検討してゆきたいと考えております。

最後に、東海地区にご在住の方で、幹事から総会開催の案内状が届いていない方がいらっしやいましたら、どうか、幹事の私星野(連絡先052158217373)までご連絡をいただけますようお願い申し上げます。

(平成9年卒)

## 大阪支部

安田 浩章

大阪支部同窓会は、平成29年1月20日午後7時から、大阪市・梅田の「スーパードライ梅田」にて開催されました。遠く仙台から、平田武法学部長、清水廣行本部事務局長にご出席いただきました。特に平田学部長は昨年のお大阪支部同窓会にご出席できなかったことから、今年はずいぶん前からスケジュールを組んでいただいたようです。

藤田勝利支部長によるご挨拶の後、萩本一郎会員から一般社団法人大阪倶楽部について講話がありました。大阪倶楽部とは、本格的な紳士の社交クラブで、毎週一回の午餐会を開いて著名な講師による講演を行うなどされているとのことでした。私は大阪倶楽部の名前を知っている程度でしたが、今回の講話を聞いて、その規模や活動内容を詳しく知ることができました。中條二千榮会員による乾杯のご発声の後、初めて出席された若手会員や数年ぶりに出席された会員を中心に、各会員から近況報告が行われました。この日のために謎かけネタを用意された会員や、韓国ソウルや福岡からご出席いただいた会員もいらっしゃると、盛りだくさんでした。近況報告の中では、今後の大阪



支部同窓会の開催時期について、寒い1月ではなく、別の時期に開催すべきか否かについても意見交換を行いました。会員の中からは、寒い時期に梅田まで出かけるのは一苦労との意見があり、再来年以降の開催時期について継続的に検討することとなりました。

近況報告の最後には、久保井一匡会員から、ご自身が担当された相続預金に関する昨年12月の最高裁判決について報告がありました。遺産のうち預貯金については、相続人間で法定相続分にしたがって当然に分割されるという従来

の判例を変更したもので、裁判所、弁護士、金融機関など実務に与える影響は計り知れないほど大きな判決です。私も弁護士業務の一貫として金融機関に向向した経験がありますが、これまで変更されることはないだろうと思っていた最高裁判例が変更されたことに本当に驚きました。ちなみに、本件を審理した最高裁判事15名のうち2名の方が東

北大学法学部ご出身とのこと、本学の先輩方が活躍されていることを実感しました。

恒例となっている山本敏信会員のエールとともに、学生歌「青葉もゆるこのみちのく」を全員で合唱し、お開きとなりました。恥ずかしながらも、私は学生時代に一度もこの学生歌を歌ったことがなかったため、7年前に大阪支部同窓会に初めて参加したときには、1番の歌詞「常に美し」を「つねにうつくし」と間違えてしまいました。今では「つねにうるわし」と正しくさらりと歌えるまでになりました。

来年の大阪支部同窓会は平成30年1月19日に大阪市梅田「スーパードライ梅田」で開催することが決まっております。普段はなかなか会うことのできない先輩・後輩と学生時代に戻って楽しいひと時を過ごせること間違いありませんので、ぜひお気軽にご参加ください。(平成18年卒)

## 広島支部

広島支部・平成28年  
総会及び懇親会の開催

日野 博子

東北大学同窓会広島支部の総会及び懇親会は、平成28年6月4日に、メルパルク広島において、同窓会本部から中林暁生准教授及び清水廣行事務局長にもお越しいただき、総勢17人が参加して行われました。この日はちょうど中国地方梅雨入りの日ということもあり、外は雨が降りしきっていましたが、会場は和やかな歓談ムードに包まれました。

最初に、桑江康一広島支部長(昭和43年卒)のあいさつで、平成19年7月28日に設立された広島支部が、来年設立10年を迎え、会員もそれぞれ10歳を重ねることになるが、元気で来年の総会に参加していただきたいとの話がありました。

また、中林准教授からは、最近の仙台の話題として、平成27年12月に開業した仙台市



たとの話がありました。多くの東北大学法学部や法科大学院の卒業生が、仙台から遠く離れたこの中国地方でも活躍されていることを嬉しく、また頼もしく感じます。

平成28年は、4月10・11日のG7広島外相会合の開催、5月27日のアメリカのオバマ大統領の平和記念公園訪問といった、広島にとって大

地下鉄東西線についての話がありました。学生時代に地下鉄計画について耳にしたことのある参加者は、長い計画期間だったがついに完成したのかという思いだったのではないのでしょうか。

懇親会では、恒例の初参加の方のスピーチがあり、弁護士として活動する中で、山口県で弁護士として活躍されている先輩や、広島地検で検察官として勤務されている同級生と顔を合わせる機会があっ

にお越しく下さい。お待ちしております。(平成10年卒)

## 法科大学院部会

### 平成28年度法科大学院部会

#### 1 はじめに

平成28年8月19日(金)に、平成28年度東北大学法学部同窓会法科大学院部会総会、記念講演会及び懇親会・交流会が開催されましたので、ご報告いたします。

2 第1部 総会  
同日午後4時30分より、東北大学法科大学院エクステンション教育研究棟内講義室で総会が開催されました。

伊藤佑紀部会長からの開会の挨拶、成瀬幸典前法科大学院長からのご挨拶を経て、協議事項に入りました。

役員の改選については、新たな部会長として相澤央敏弁護士、副部会長として渡部雄介弁護士、都築直哉弁護士、伊藤今日平弁護士がそれぞれ選出されました。

来年度以降の総会の在り方については、今後も記念講演

会を開催することを前提に、総会の開催時期の変更や新たに修了生の活動報告を実施する等の意見が出されました。

報告事項としては、まず、成瀬幸典前法科大学院長より、ロースクールの継続教育について、昨年度の活動実績や、今年度の予定等のご報告がありました。

次に、萩法研究会の取組について、佐藤裕一萩法会事務局長よりご報告がありました。参加者は減少傾向にあるものの、主要三科目の答案書き方講座に限定して、萩法研究会を存続させることとしたこと、修了生オフィスアワーとの連携等についてご報告がありました。

また、当日配布された同窓会名簿について、伊藤佑紀部会長よりご説明がありました。最後に、渡部雄介副部会長からの閉会の挨拶をもって、総会は終了いたしました。

3 第2部 記念講演会  
講師に小粥太郎元本学教授(現一橋大学法科大学院教授)

をお招きし、同日午後5時より、東北大学片平さくらホールにおいて、記念講演会が開催されました。

演題は「不法行為法による人格権保護の理由について」であり、差止等の判例の解釈を踏まえた講演で、大変勉強になりました。

4 第3部 懇親会・交流会  
同日午後7時より、アークホテル仙台青葉通りのスイートポールにおいて、多数の出席の下、懇親会・交流会が開催されました。

5 総括  
以上のとおり、本年度も、皆様のご協力の下、成功裡に総会、記念講演会及び懇親会・交流会を終えることができました。

来年度は、さらに多くの方々に出席していただけるよう、開催時期や内容等を検討していきたいと考えております。

以上

## 同期会だより

### 萩偲会 32J

#### 昭和32年入学同期会

「萩偲会」は、昭和32年に東北大学法学部に入学した人を中心とした同期会です。これまで二十数回の回を重ねて来ましたが、今回を最後の会として「ラスト萩偲会」として開催されました。

ときは、平成28年5月30日(月)～31日(火)、場所は、秋保グランドホテルにおいて、46名が参加しての開催となりました。

青葉もゆるる五月、同期生は新装なった仙台駅東口に集合し、バスにて片平キャンパスに向かい、構内を見学しました。その後、片平北門会館にて、東北大学総長特別補佐(社会連携担当)の吉澤誠教授から、「ワールドクラスへの飛躍」と「復興・新生の先導」を目指して、と題する講話と萩友会の紹介をお聞きしました。レストラン萩にて昼食の

後、新しい仙台市地下鉄東西線青葉通一番町駅から川内駅まで乗車し、川内キャンパスに向かい、構内を見学しました。法学部第二講義室にて、

東北大学名誉教授吉田正志先生(日本法制史)から、法学部の現状のお話をお聞きしました。その後青葉山キャンパス、青葉城址を経由し、三神峯公園にて下車し、昭和32年入学時の富沢分校の現状を見学し感慨を深くしました。17時、秋保グランドホテル着。道路向かいに懐かしい秋保電鉄の電車が保存展示されていました。

18時から本館一階レストランにて萩偲会を開始。司会大槻君にて進行。全員の写真撮影の後、兼田会長の挨拶。39名の物故者の冥福を祈って黙祷。乾杯は愛媛から来た猪瀬君で、別子銅山の歩みについての紹介がありました。次いで会食、懇談に移り、昔の学生時代の思い出話や、仕事での活躍の話、また現在の趣味についてと懇談が続きしました。途中、司会指名の数名に



おうと及川君の音頭で学生歌「青葉もゆるるこのみちのく」を斉唱し、中締めは吉田君で、萩偲会の名幹事の挨拶となりました。

20時からはビンゴ大会があり、和気あいあいに楽しみ、多数の賞品が出て笑顔がいっぱいでした。二次会は20時30分から、本館一階カラオケバー「みなと」で、ビールやコーヒを片手に語り合い、夜遅くまで楽しいひと時を過ごしました。

翌日5月31日は、東北電力女川原子力発電所の見学に25名が参加しました。途中、東日本大震災の被災と復興の状況を見ながら、現地に着。女川原子力PRセンターにて、東北電力の東日本大震災の被災状況と復興に向けた取り組みと女川原子力発電所の安全性向上に向けた取り組みについて説明をいただき、次いで構内に

入り見学し、原子力発電所についての理解を深めました。

今回は、ご夫妻の参加が、赤木夫妻・藤井夫妻・松木夫妻・和田夫妻の四組ありました。幹事は、及川・赤木・館内・米澤・青田・秋山・秋葉・大槻・吉田恒一の諸君と小山の十名でした。

(執筆者 小山忠男)

### 35J会

2017年度「35J会」は、3月3日東京丸の内のあるビル内の一室を会場に開催されました。出席者は40名。幹事としては「何人集まるか？」を一番心配しましたが、予想を上回る参加者を得ることができ、2時間の予定時間を延長するほどで盛況裡に終えることができました。送付された出欠・近況回答書を見ると、ゴルフ・家庭菜園・ウォーキング等体力・気力の維持・増進に努めている人が多く、或は地域でボランティアに従事して活躍している者もおり心強く思いましたが、一方で

欠席者には体調不良・ガン治療・腰痛の他、難病で苦勞している報告もあり、年齢からくる衰えを感じている声が多く寄せられました。

会は、ナ行八行幹事団の早坂幹事長の司会で、物故者への黙とうで始まりました。暫く飲酒・歓談のあと、参加者の一分間スピーチに入りました。アルコールが入ってから



の間配分等心配しないでもな

かつたのですが、各自が要領よく近況報告を行い皆さんもよく聞き入っていました。参加者のほとんどが後期高齢者でありどうしても病歴の話が多くなったが、皆それぞれにうまく「病」に対処して乗り切っている様子が窺えまし

た。それにしても、若くはない年齢なのだから日常「無理」をしないよう「健康」に留意して来年も笑顔で再会しようと誓い合いました。来年の幹事団マ行の皆さんの「来年は今年以上に集めたい」との力強い引き継ぎあいさつ。青葉もゆる斉唱・集合写真撮影で散会しました。

(濱本靖之記)

### 沖和のつどい (鎌倉中善会)

早いもので、会も42回目です。四月八日(土)の北鎌倉はしだれ桜が咲き春雨の日でした。

「身分法学の父であり、新民法の母であり、学生を限り

なく愛した先生を敬慕して」と碑に刻まれている師の法縁に連なる同窓生の会です。卒業・傘寿から団塊までの世代が、北はサッポロ南は沖繩から23名相集い、旧交が温まる閑白日となりました。東日本大震災の供養と併せて、建長寺僧鎌田勝夫さん(昭39農卒)の読経ののち、席亭にて、思いの懇親となり、各々晩晴の宴席となりました。

仙台からご臨席の水野紀子教授からは、予め「江戸時代の遺産」など7編の随想や論文コピーも配られました。席上「本学同窓生は、共通するアイデンティティとして伝統的な連帯の枠組みを持っていること」「今春の新入生に、中善並木を例に、この伝統のことも傳えた。」ということでした。同席の先輩にも誇らしい「法悦」の実感がありました。

又、今回本部清水事務局長から「灶曜」全19号の取り揃え状況と共に灶曜掲載の中川先生巻頭言など7編のコピーを恵送下され全会員に配布さ

せていただきました。

初参加の鎌田浩さん(昭29卒)は、学界友人との旧交再会を大いに楽しまれたようです。

梅田さん(昭33卒)からは、昭31年建学五十周年に因み河北紙に77回連載された「東北大学物語」の経緯とコピー全文の回覧紹介がありました。他にも沖繩の兼城さん(昭34



卒)から「民法風土記と現状」、札幌の今野さん(昭37卒)から「函館戦争とゆかりの同窓生のこと」など皆さんのスピーチが和やかに続き、微醺のうちに散会となりました。

小野さん(昭35卒)ご夫妻には、会の企画運営から各人ニユース交換・資料配布など、お世話になり会員一同に代わり感謝申し上げます。

明春4月14日(土)同好の方も、親しく再開したいと思えます。拜青鶴首。

「水温む静かに思ふことあり」(星野立子)

(文責 秋山嵩(昭和36年卒))

### 夕遊会談義

昭和30年東北大学法学部入学者の同期会は「山王会」である。30をサンノウと読み替え、命名された。これまでの活動は在京者を中心に4つに分けて行われてきた。

第一はゴルフ会。この3月の第11回は11名が参加した。現在平日年4回開催している。(会報第41号記事参照)

第二は会員を講師とする雑学会。上野登子・大野康夫の発案で、昭和57年から延べ24回開催して終了した。

第三は囲碁会。東京駅八重洲口で内久根孝一会員が主催運営する囲碁サロンで、多いときは十数名の山王会の囲碁愛好者が、毎月勝敗を争っている。(会報34号記事参照)

第四が夕遊会。囲碁を嗜まない者もサロンに集まり、囲碁終了を待ち、みんな揃っての飲み会として始まった。平成13年1月頃から続いている。幸い東京駅付近には、飲めるところが多いが、しだいに絞られ、店に直行する会員も多くなった。勿論、首都圏以外在住の山王会員の参加も歓迎されている。因みにこの3月までの最近の一年間では月例会(11か月)で平均136名、忘年会で31名が参加している。

山王会員は最初154名いたが、現在の存命者は97名、うち関東在住者は64名、その2割強の会員が毎月の例会に参加、約5割が忘年会に参加し

ている。驚くべき参加率である。案内係が毎月案内状をはがきで出状し、前月の囲碁会・夕遊会の出席者数も知らせ、参加を誘っている。

この4月1日、山王会員は全員傘寿を迎えた。日本男子平均寿命の年齢である。寿命には、健康寿命という考え方があり、肉体面の健康だけではなく、精神面の健康も重要という。精神面での健康維持には何よりも他人との交わりが重要と言われる。夕遊会は同年次の集まりなので、気兼ねなく話ができるし、話題も共通することが多い。そして、毎回参加すれば、お互いに刺激し合い、巧まずして精神面での健康寿命の延命にも役立つものと思う。夕遊会の末永い存続を祈りたい。

(執筆者 高橋 亨)

(昭和30年入学)

おくやみ

(平成二十八年度に判明された方)

(敬称略)

逝去年月

卒年

H 14	曾根 武殿	S 14.3	H 27.9	二階堂 篤殿	S 28.3(新)	H 28.8	今野 實殿	S 43.3
不明	福永 寧殿	S 16.12	H 28.5	梅澤 良夫殿	S 29.3(新)	H 26.2	佐藤 正昭殿	S 43.3
H 28.1	山本 晴一殿	S 16.12	H 28.6	高橋 雄亮殿	S 29.3(新)	H 27.12	高田 康昭殿	S 45.3
H 25.5	小野 道夫殿	S 17.9	H 23.12	山口 哲男殿	S 29.3(新)	H 28.12	高田 康昭殿	S 45.3
H 26.4	守田 龍夫殿	S 17.9	H 27.12	犬塚 幸士殿	S 30.3	H 25.1	奥山 吉弥殿	S 46.3
H 21.10	橋口 友吉殿	S 18.9	H 27.5	齋藤 剛殿	S 30.3	H 28.9	木下 真一殿	S 46.3
H 27.12	皆川光太郎殿	S 18.9	H 28.12	桑嶋 喜弘殿	S 31.3	H 20.2	安形 晃一殿	S 54.3
H 28.3	児玉 大造殿	S 19.9	H 28.1	根本 啓殿	S 31.3	H 28.4	小林 隆殿	S 61.3
H 27.5	佐藤 俊明殿	S 19.9	H 27.9	永倉 勲殿	S 32.3	H 28.4	水口 薫殿	H 8.3
H 28.4	中西 幸彦殿	S 19.9	H 26.1	笹原 幸夫殿	S 33.3			
H 17.4	林 武志殿	S 19.9	H 25.9	西前 力殿	S 33.3			
H 28.1	渡辺 耕一殿	S 19.9	H 24.1	佐藤隆太郎殿	S 34.3			
H 26.12	小関 文彦殿	S 21.9	H 28.1	中川 廣之殿	S 34.3			
H 27.8	大谷 邦夫殿	S 21.9	H 27.3	長谷川徳之輔殿	S 34.3			
H 27.9	関水 和武殿	S 22.3	H 28.8	安部 彰一殿	S 35.3			
H 28.3	戸田 氏直殿	S 22.9	H 28.5	上野 眞敬殿	S 35.3			
H 27.8	川又 一雄殿	S 23.3	H 28.5	露木 修殿	S 35.3			
H 25.9	加藤 正武殿	S 23.9	H 25	向田 文生殿	S 35.3			
H 27.11	菱沼 俊雄殿	S 25.3	H 28.6	上西 彦朴殿	S 36.3			
H 19.1	森 文男殿	S 25.3	H 28.3	大澤 紀郎殿	S 38.3			
H 28.3	大越 龍殿	S 27.3	H 28.5	小島 進殿	S 39.3			
H 22.11	野田雄太郎殿	S 27.3	H 28.8	平田 範正殿	S 39.3			

謹んでご冥福をお祈りいたします。



編集後記

は追加して紹介しました。折があればこの論考もお目通しください。

じた時がありました。その誕生にまつわる話を温故知新に取り上げてみました。

新設・地下鉄の開設などの整備が一段落しています。私のようなかまぼこ兵舎後で授業を受けた年代からは想像を絶する変化です。予想外に記事が多くなりスペースが取れませんでしたので、現在の川内北・南キャンパスの配置図を掲載しました。法学部生にとっては4年間の学び舎です。次回にキャンパスを訪れる際の参考に活用ください。

○学部長交代に伴って同窓会長が平田武教授から樺島博志教授に交代しました。

○生田先生・阿部純二先生が亡くなられ、稲葉先生・成瀬先生に追悼文を書いていただきました。特に阿部先生には長年同窓会副会長として様々にご指導賜りました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

○各支部のご協力を得て、支部総会日程を早くお決めいただけるようになっております。現在確定している情報を取りまとめましたので、ふるってご参加のほどお願いいたします。追加情報については同窓会HPに随時掲載しますので、ご覧ください。

○最後にいつもながら、同窓会活動を支える推進力である「同窓会費」お払込みへのご協力を重ねてお願い申し上げます。今年の事務局は来年の名簿発行への作業で忙しくなります。新しい運営の担い手が現れることを切望しています。

○前号で藤田先生の論考の紹介を行いました。その後「世界」6月号の樋口先生の論考（どう読み、どう考えたか 藤田宙靖『覚え書き集団自衛権の行使容認を巡る違憲論議について』に接して）に触れないのは片手落ちだとの指摘を受けました。会報作成時には知らなかった論考で、指摘をいただき早速同窓会HPで

○会員だよりで、地方自治に携わったのたよりを二つ頂きました。過疎化・福祉いづれも今日の課題であり、現場からの発信として一読考えさせられる内容です。

○新卒業生の進路については、教務係のご協力を得て企業名等の情報も掲載するようにしました。かつての大企業オンパレードとはだいぶ様変わりしています。これが時代の流れなのでしょう。皆様の新天地でのご活躍を期待しています。

○川内への全面移転から44年、ここ数年の間に建物の

○広中先生の「債権各論講義」は、私も第一分冊に引き続き第二分冊・第三分冊と出来立てはやはやの教材で講義を受け、卒業後書店で立派な教科書に完成されたのを手に取り懐かしく感

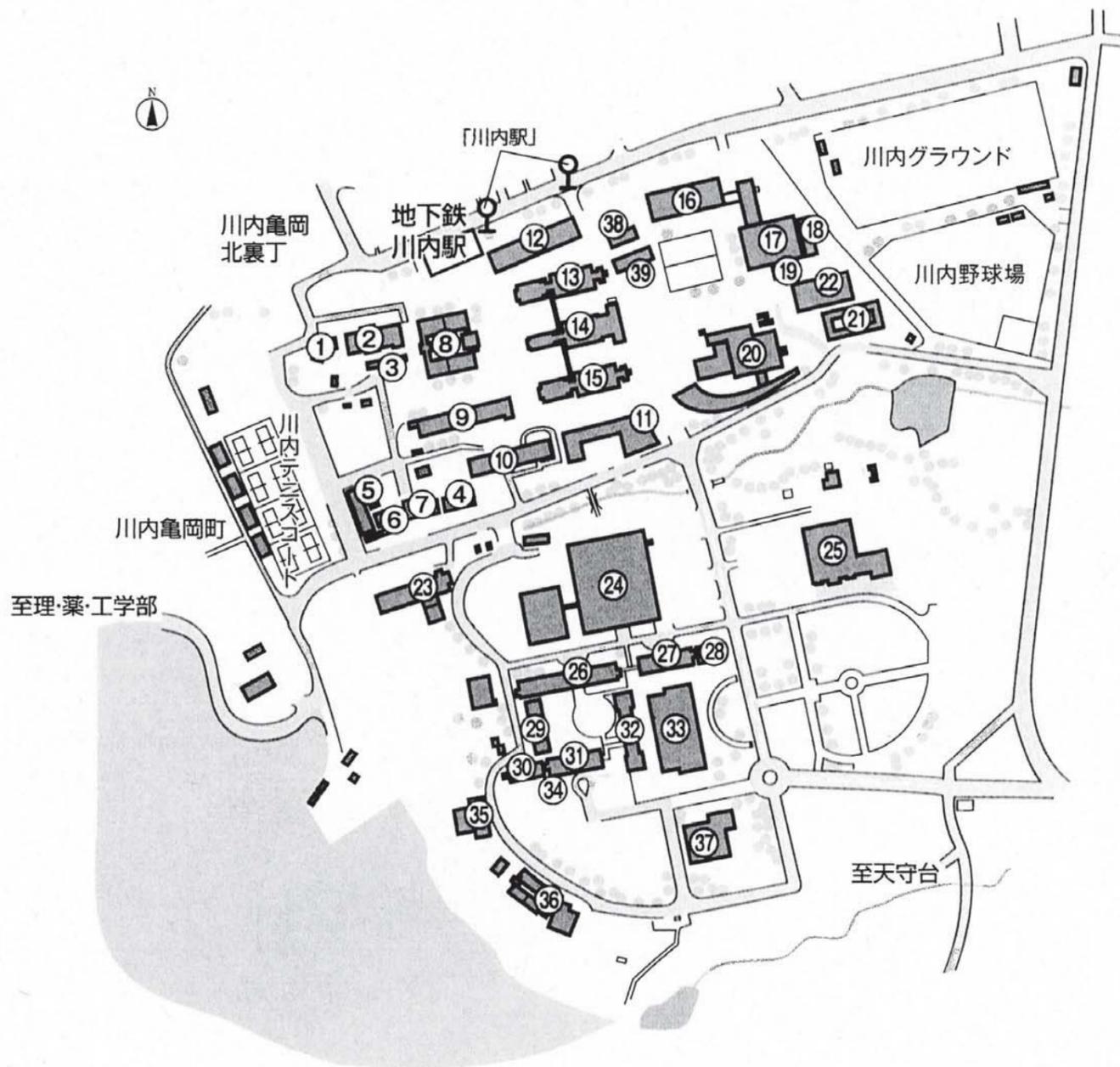
す。

（清水）

平成28年度 卒年別 会費納入会員数

卒年	昭16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
会員数	0	1	1	3	1	4	2	6	1	1	5	10	12	12	24	23	27	33	23	33	48	47	36	26	45	22
卒年	昭41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1	2	3
会員数	22	21	44	27	29	28	31	35	24	35	24	36	14	31	19	31	20	25	14	16	21	14	15	13	12	15
卒年	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	院修了
会員数	14	10	12	6	3	13	5	13	9	11	5	3	9	4	10	3	5	4	2	2	4	3	1	7	6	6
卒年	公共修了	法科修了	新院生	新学生	合計																					
会員数	8	11	22	123	1396																					

## 川内キャンパス MAP



- |                                                    |                                         |                         |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|
| ①川内けやき保育園                                          | ⑬講義棟 C 棟                                | ⑳文法合同研究棟                |
| ②国際交流棟                                             | ⑭講義棟 B 棟                                | ㉑文科系総合研究棟               |
| ③学生相談・特別支援センター特別支援室                                | ⑮講義棟 A 棟                                | 教育学部・教育学研究科 事務室         |
| ④学生相談・特別支援センター学生相談所<br>ハラスメント全学学生相談窓口              | ⑯川内サブアリーナ                               | 教育情報学研究部・<br>教育情報学教育部   |
| ⑤教育研究基盤支援棟 5                                       | ⑰川内体育館 (川内アリーナ)                         | ⑳文科系合同研究棟               |
| ⑥サークル E 棟                                          | ⑱川内課外活動共用施設 B                           | ㉑経済学研究科棟                |
| ⑦保健管理センター                                          | ⑲川内課外活動共用施設 A                           | 経済学部・経済学研究科 事務室         |
| ⑧学生実験棟<br>東北アジア研究センター<br>高度教養教育・学生支援機構事務室          | ⑳川内厚生会館                                 | ㉒中講義棟                   |
| ⑩国際文化研究棟<br>国際文化研究室 事務室<br>附属言語脳認知総合科学研究センター       | ㉑川内サークル部室棟                              | ㉓文科系総合講義棟               |
| ⑪教育・学生総合支援センター                                     | ㉒川内課外活動共用施設 (川内ホール)                     | ㉔経済学研究学演習室              |
| ⑫マルチメディア教育研究棟<br>教育情報基盤センター<br>学習支援センター (SLA サポート) | ㉓教育・学生支援部入試課<br>東北アジア研究センター分室<br>入試センター | ㉕植物園津田記念館               |
|                                                    | ㉔附属図書館 本館                               | ㉖植物園本館                  |
|                                                    | ㉕百周年記念会館 (川内萩ホール)                       | ㉗文科系厚生施設<br>(メイプルパーク川内) |
|                                                    | ㉖文学研究科棟<br>文学部・文学研究科 事務室                | ㉘サークル F 棟               |
|                                                    | ㉗法学研究科棟<br>法学部・法学研究科 事務室                | ㉙サークル G 棟               |